

憲法改正問題講座

昭和憲法とは!?

白川勝彦

目次

一	初めての改憲内閣の登場	4
二	ポツダム宣言受諾と昭和憲法の制定	12
三	自由主義を宣言した昭和憲法	20
四	血で購われた基本的人権	28
五	社会を変えた基本的人権	36

六	平和主義をめぐる憲法状況	44
七	改憲派が目論む自衛軍の想定像	52
八	天皇制の存続と国民主権をめぐる諸問題	60
九	政権選択の自由の有無と、その必要性	68
十	改憲派を右翼反動と呼ぶ理由	76
十一	憲法を守る力は国民にある	82

一 初めての改憲内閣の登場

いつも評判の悪い官僚政治

2006年（平成18年）9月26日、1954年（昭和29年）生まれの安倍晋三氏が内閣総理大臣となった。戦後生まれ初の、わが国では歴代で最も若い首相の誕生であった。ある意味では画期的な政治的出来事である。そのためであろうか、当時の報道各社の緊急の世論調査によれば、安倍内閣の支持率は70%前後であった。むしろ、安倍氏の経歴や政治的实力に比して高いといった方がよいであろう。しかし、報道を通じて思ったことだが、国民の中では、若い人を含めてあまり政治的高揚感があるとは感じられなかった。

日本国憲法が1947年（昭和22年）5月3日に施行されて以来、この憲法の改正を内閣の政治課題と明言した初めての首相が、安倍氏である。憲法改正の歌まで作って憲法改正を政治的看板とした中曾根康弘氏でさえ、自らの内閣ではこれを政治課題としないと明言した。わが国のマスコミは、なぜこのような大切なことを、ちゃんと指摘しないのだろうか。国民が政治的高揚感をもって安倍氏を受けとめなかったのは、実はこの点にあるのではないか。

政治的高揚感とは、たとえば田中角栄氏が首相となったときのあの国民的熱狂である。あるいは細川護熙非自民連立内閣が誕生したとき、多くの国民が抱いたあの政治的解放感と熱気である。

田中角栄氏は、戦後初めて首相になった官僚出身でない政治家と受けとめられた。実は、1954年（昭和29年）に首相となった鳩山一郎氏も、1956年（昭和31年）に岸信介氏を2位・3位で破り自民党総裁となり内閣を組織した石橋湛山氏も、官僚出身の政治家ではなかった。鳩山氏の場合は、その名門性と戦前からの政治家

であったこと、石橋氏の場合は病気のためわずか2ヶ月で退陣したこと、それに比して田中氏の経歴と際立った庶民性のためであろう、国民は今大閣と受けとめた。

その国民的熱狂の中で、田中首相は日中国交回復を実現した。日中国交回復は、政治的立場を超えた国民の政治的悲願であった。また官僚政治の打破は国民の願いであった。官僚答弁という言葉に象徴されるように、国であれ地方であれ官僚の行政支配に国民はやり場のない不満を感じていた。官僚政治はいつも評判が悪いのである。

細川内閣は、実質的には戦後で初めての非自民政権であった。国民は野党となった自民党を目の当たりにし、狂喜乱舞した。多くの国民は大きな政治的解放感を抱いた。その時、私は野党となった自民党所属の衆議院議員であった。あたかも反革命分子のように見られることがつらかった。その時、初当選した自民党所属の衆議院議員の中に、安倍晋三氏も田中真紀子氏もいた。

政権を失った自民党

いつの時代にも、政権には有象無象が群がるものである。選挙という洗礼を受けなければならない民主主義体制にあっても、このことは避けられない。

1955年（昭和30年）、自由党と民主党という保守政党の合同によって自民党は結成された。結党以来初めて政権を手放し、野党となった自民党は、酷い状況に陥った。混乱状態というより、崩壊状態にあるように見えた。1993年（平成5年）7月の総選挙で、自民党公認の当選者（追加公認を含む）は、230名であった。それが、

翌1994年6月29日、村山富市氏が首相に選ばれた時、自民党所属の衆議院議員は201名になっていた。そのうち、自民党が首班指名候補と決定した村山氏に投票した者は167名であり、34名が脱落した。

自民党から離れて行く者には、それまで、我こそは自民党と、声高に、そして居丈高にふるまうタイプが多かった。自民党という政党の最大のコンセンサスは、政権党でいたい、ありたいということにあると私は思っている。そうすると、このことは少しも不思議なことではないのだろう。細川内閣が決定した小選挙区制の導入により、次の衆議院選挙において、非自民連合がある限り自民党候補者は極めて厳しい状況に立たされることは明らかであった。展望も希望も持てないといって、過言ではなかった。野党となってしまう自民党には、用も義理もないということだ。

しかし、自民党という政党は、それまでの38年間にわたり政権を担い続けてきたのである。有象無象もいっぱいいたが、それなりの政治家がいなければ長期間政権党である訳がない。

マスコミや国民が細川内閣を持ち上げれば持ち上げるほど、私には闘志が燃えてきた。それは、細川内閣の中枢に田中派―経世会人脈があることであった。世間は騙せても、私は騙されないぞ、許さないぞという想いであった。

異常な政治集団の掟

私が1979年(昭和54年)に34歳で衆議院議員となって以来、14年経っていた。この間、私が闘わざるを得なかったのが、田中

派と、これに乗っ取った経世会(竹下派)であった。

田中派―経世会というと、いつも問題にされるのがその金権体質であった。確かに、金権腐敗体質は良くないことである。それは国民の政治に対する公正さを失わせ、金の魔力は政治家の質を墮落させる。だが、残念ながら古今東西、政権には金権腐敗が伴う。長期政権は、特にそうだ。角福戦争という言葉があるくらい、田中氏と長年にわたって対峙してきた福田赳夫氏の率いる福田派(安倍氏はこの系譜にある)とて、程度の差こそあれ、野党などからみれば、金権体質のところはあったであろう。金権腐敗に対しては、刑法にこれを罰する規定がある。そして、田中角栄その人が、ロッキード事件で刑事被告人となった。

当時の自民党の派閥は、首相たらんとする政治家を長とする政治集団であった。刑事被告人である田中氏が首相となることは、常識的に考えて無理なことであったし、田中氏自身もそこまで考えてはいなかった。刑事被告人であり自民党員でもない田中氏が率いる田中派という派閥は、その存在自体が異常であった。しかし、この異常な政治集団が党内最大勢力となり、残念ながら自民党はふり回され続けた。田中支配という言葉も、広く使われた。

その存在自体が異常な政治集団には、異常な掟があった。

「(派閥の)親分が、カラスは白いといえば白なんだ。文句があるなら派閥を出てから言え。」

これは、田中派の中堅幹部であり、後に経世会の会長も務めた金丸信氏が言ったと伝えられている。要は、派閥の長に対する絶対忠誠を求めたのである。田中派―経世会は、いつも鉄の結束を売りもの

にしていた。

私が田中派―経世会と闘わざるを得なかったのは、この点であった。少なくとも、自由と民主を標榜する政党において、批判の自由を認めないという体質は許されないというのが、私の考えであった。

細川内閣の中枢には、この田中派―経世会にどっぷりつかっていた政治家が多かったのである。

本性・本質を見よ！

細川内閣は、政治改革を第一のスローガンに掲げ、衆議院の選挙制度を中選挙区制から小選挙区制に変えることを具体的なテーマとした。国民も、政治改革を唱える細川首相を熱烈に支持した。

しかし、どんなに厚化粧しても、本質というものは変わらないのである。私が予感したとおり、細川氏は田中人脈の一員であったことに起因して、墓穴を掘ることになる。即ち、佐川急便グループからの一億円借入問題である。

この問題は、私が探し出して追及したものではない。ある月刊誌が登記簿謄本等からこの事実を報道し、細川氏自身も借入そのものは認め、すでに返済済みであると答え、国会もマスコミもおさまっていた。しかし、私はこのことを徹底的に追及することにした。細川氏自身が一億円を返済したというのは嘘であると、私は思ったからである。それは、田中派―経世会と激しく闘ってきた者が感ずる直感だった。

佐川急便グループの創立者である佐川清氏は、新潟県出身で、熱烈な田中角栄信奉者であった。細川氏の選挙も、長年支援してきた。佐川氏が一億円を融資して、細川氏がこれを返済するなどという関

係は、田中派の金のやり取りではない。

首相というのはつらいものである。四六時中、証言台に立たされているのである。政治改革を標榜する細川首相の一億円問題を追及することは、憚られることではなかった。細川首相が出席する委員会（主として予算委員会）で、私は執拗に追及した。それは、4ヶ月にも及んだ。細川氏は、返済したことを証明するに足る証拠を提出することができず、1994年4月8日退陣を表明した。

非自民連立政権内部では、もうひとつの問題が起きていた。国民の高い支持率があることのおごりからであろうか、かなり強権的な権運営がなされ、特に社会党左派には強い不満があった。私はこの点に着目し、一億円疑惑の追及と平行して、自民党と社会党との連立を真面目に模索することを始めた。社会党との連立を志向する以上、その中心に憲法問題が話題となることは避けられない。

私たちは、正面からこの問題を議論した。自民党と社会党と新党さきがけの有志でつくった「リベラル政権を創る会」の設立趣意書で、次のように結論づけ合意した。

日本国憲法の精神を尊重し、自由で公正な社会をつくり、市民参加を重んずる民主的な政治をめざす。

世界の平和と繁栄の中に日本の存立を求めるとの立場にたち、平和外交と国際貢献を積極的に進め、とくに近隣諸国との友好協力を深める。軍事大国主義はとらない。

個人の尊重・自立自助の精神の確立・社会的公正の確保を基

本理念とし、適正規模の政府により、いきいきとした市場経済と温かい福祉の調和した男女協同参画型の豊かな共生社会をつくる。

自社さ連立と自民党

社会党との連立は、憲法問題を抜きに成立するはずがない。社会党との連立なくして、自民党は決して政権に復帰できなかった。自民党は政権に復帰しなかったら、その崩壊を食い止めることは多分できなかったであろう。自社さ連立に対しては、野合との激しい非難が浴びせられた。多くの造反者もあった。しかし、自民党が政権に復帰したその日から、自民党からの離党はピタリととまった（首班指名選挙で村山富市氏に投票しなかった者も含めて）。

1996年1月2日、村山首相は退陣した。自社さ連立の第一党である自民党の総裁であった橋本龍太郎氏（前年の9月就任）が首相となった。橋本氏が首相となったことにより、その年10月に行われた小選挙区制の下における初の総選挙で、自民党は過半数に限りなく近い245席議席を獲得した。自民党の総裁である橋本氏が首相でなかったら、自民党はこのような勝利をおさめることは決してできなかったであろう。橋本総裁―加藤紘一幹事長のもとで総務局長という選挙の責任者をつとめた私は、自信をもってそう断言できる。

一方、社会党はさまざまな理由で旧民主党（鳩山由紀夫氏と菅直人氏を代表とした）に入党する者と、新たに結成された社民党に入党する者に分かれた。日本社会党という、戦後の政治の中で常に野党第一党の地位を占め、その役割を担った政党は消滅した。しかし、そ

れは自社さ連立をしたためではない。別の理由によるものである。

崩壊直前までいった自民党が今日あるのは、自社さ連立で政権に復帰したからである。自社さ連立をした時の自民党総裁は、河野洋平氏（現衆議院議長）であった。自社さ連立は、河野洋平氏だから可能だった。安倍氏のように憲法改正を公然と主張する総裁だったら、自社さ連立などあり得なかった。安倍氏は、リベラル政権を創る会の発起人であり、こうした経緯は知っているはずである。

現在の自民党には、1996年の総選挙で血みどろの戦いをした新進党にいた者も数多くいる。その大半は、今回の総裁選で安倍氏を支持した。安倍氏は、憲法改正を内閣の課題とすると明言した。その安倍氏は、党内の3分の2の支持を集めて総裁となった。その安倍氏を公明党なども支持して、安倍内閣が成立した。安倍内閣は、5年を目的に憲法を改正したいとしている。

憲法改正問題は、現実の政治問題となった。憲法は、いつも政治とともにある。憲法を論ずる時、私たちは、憲法とからみながら動いてきた政治史に立ち返らざるを得ない。この小論は、戦後民主主義といわれるものの内実を検証することにもなる。

二 ポツダム宣言受諾と昭和憲法の制定

明治憲法と昭和憲法

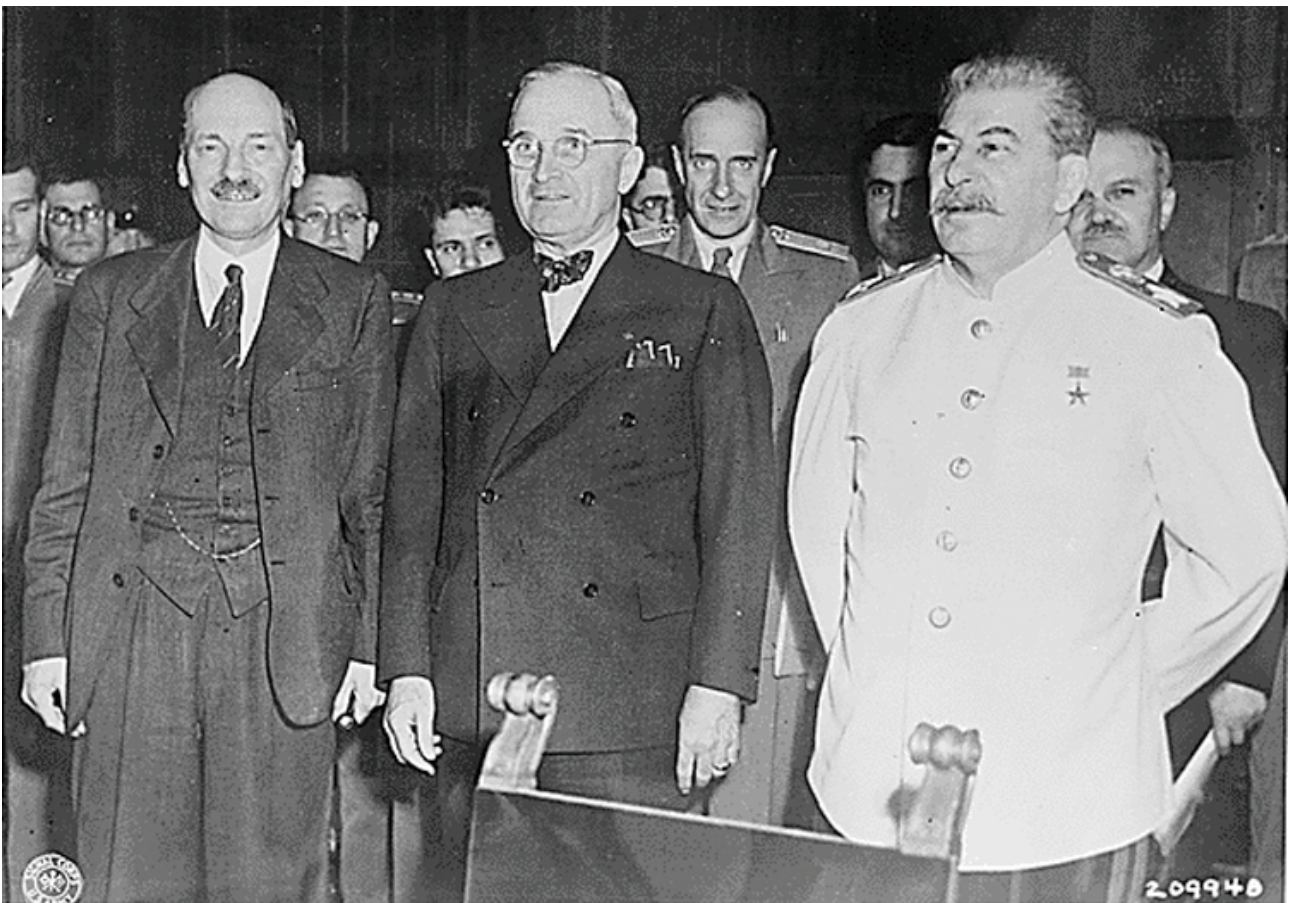
安倍首相が改正しようとしている憲法は、もちろん現在のわが国の憲法である。この憲法の正式な名称は、日本国憲法である。1946年（昭和46年）11月3日に公布され、翌年（昭和22年）の5月3日に施行された。この日が憲法記念日とされ、祝日になっている。

この憲法は、1889年（明治22年）に制定された大日本帝国憲法の改正手続に基づいて制定された。国家の統治の基本を定める法としての憲法は、わが国にはこの二つしかない。どちらも、紛れもなく日本の憲法である。にもかかわらず名称が異なるのは、わが国の呼称が変わったためである。以下、大日本帝国憲法を明治憲法と呼び、日本国憲法を憲法または昭和憲法ということとする。

わが国の呼称が変わったのは、政治体制が根本的に変わったためである。明治憲法下では、天皇主権であった。昭和憲法下においても天皇は存在しているが、国民主権である。従って、大日本「帝国」と呼ぶことはできなくなったのである。

明治憲法と昭和憲法は、あらゆる面において対照的である。昭和憲法の規定の意味を探るためにも、明治憲法を参照することは大切なことである。昭和憲法は、明治憲法が定める改正手続に則って制定された。しかし、それは形式だけであって、両憲法との間には法的連続性はないというのが多数説である。一般的にいつて、憲法の制定は大きな政治的な大変動や原因があつてなされる。自由主義憲法の源流されるフランス憲法はフランス革命があつたからであり、アメリカ憲法は独立革命戦争に由来する。

明治憲法の制定は、わが国の明治維新と呼ばれる政治の大変動と近



(左から) アトリー、トルーマン、スターリン

代国家として憲法を作らなければならないという内的・外的な必要性があったからである。明治政府の大きな政治課題であった不平等条約改正を実現するためには、それは不可欠だった。

ポツダム宣言の受諾の意味

昭和憲法を制定しなければならなかった最大の原因・理由はなんだろうか。それは、ポツダム宣言の受諾である。ポツダム宣言とは、1945年（昭和20年）7月26日アメリカ・イギリス・中国の三国（後にソ連も参加）によって、日本に対して発表された戦争終結に関する宣言である。わが国は、同年8月14日これを受諾した。

ポツダム宣言は、全部で13項からなる。昭和憲法の制定の原因・理由を理解する上で、また靖国問題のようにいまなお尾を引く「戦後問題」を考える上で参考になるので、降伏の条件的な内容となっている六項から一三項までの全文を少々長くなが掲載する。（原文の送り仮名は片仮名であるが、読み易いように平仮名にし、接続詞なども漢字を平仮名に書き換えた。また読み易いように句読点を適宜つけた）

ポツダム宣言（一ないし五項は省略）

六 吾等は無責任なる軍国主義が世界より駆逐せらるるに至るまでは平和、安全および正義の新秩序が生じ得ざることを主張するものなるをもつて、日本国民を欺瞞しこれをして世界征服の挙に出づるの過誤を犯さしめたる者の権力および勢力は永久に除去せられざるべからず。

七 右の如き新秩序が建設せられ、かつ日本国の戦争遂行能力が

破砕せられたることの確証あるに至るまでは、聯合國の指定すべき日本国領域内の諸点は吾等のここに指示する基本的目的の達成を確保するため占領せらるべし。

八 「カイロ」宣言の条項は履行せらるべく、また日本国の主権は本州、北海道、九州および四国ならびに吾等の決定する諸小島に局限せらるべし。

九 日本国軍隊は完全に武装を解除せられたる後、各自の家庭に復帰し、平和的かつ生産的の生活を営むの機会を得しめらるべし。

十 吾等は日本人を民族として奴隷化せんとした国民として滅亡せしめんとするの意図を有するものに非ざるも、吾等の俘虜を虐待せる者を含む一切の戦争犯罪人に対しては嚴重なる処罰を加えらるべし。日本国政府は日本国国民の間における民主主義的傾向の復活強化に対する一切の障壁を除去すべし。言論、宗教および思想の自由ならびに基本的人権の尊重は確立せらるべし。

十一 日本国はその経済を支持し、かつ公正なる実物賠償の取立を可能ならしむが如き産業を維持することを許さるべし。ただし日本国をして戦争のため再軍備を為すことを得しむるが如き産業はこの限りにあらず。右の目的のため原料の入手（その支配とはこれを区別す）を許可さるべし。日本国は将来世界貿易関係への参加を許さるべし。

十二 前記諸目的が達成せられ、かつ日本国民の自由に表明せる意思に従い平和的傾向を有しかつ責任ある政府が樹立せらるるにおいては、聯合國の占領軍は直ちに日本国より撤収せらるべし。

十三 吾等は日本国政府が直に全日本国軍隊の無条件降伏を宣言し、かつ右行動における同政府の誠意に付き適当かつ充分なる保障を提供せんことを同政府に対し要求する。右以外の日本国の選択は迅速かつ完全なる壊滅あるのみとす。



東京湾内に停泊する米戦艦ミズーリの甲板上で、降伏文書に調印する大本営全権の梅津美治郎

「（降伏以外の）日本国の選択は、迅速かつ完全なる壊滅あるのみとす」とは、激しいではないか。しかし、それが戦争というものである。よく無条件降伏といわれるが、このポツダム宣言は一方的な日本の義務だけでなく、十二項のように連合国側の義務も書かれている。憲法学者の芦部信喜教授は、同宣言は不完全ながらも、連合国と日本の双方を拘束する一種の休戦条約の性格を有するとする。

明治憲法下で、基本的人権が尊重されたとは、とても言いがたい。それは、明治憲法に内在する不完全な基本的人権の規定に原因を求めることができる。民主主義的傾向の復活強化に対する障害を除去しなければならず、また基本的人権の尊重を確立しなければならぬ義務を負ったわが国としては、新しい憲法を必然的に制定しなければならぬことになったのである。

多くの国々では、革命の結果、憲法が制定された。革命には、多くの血が流されることが多い。基本的人権も国民主権も、血をもつて購われたとよくいわれる。わが国の基本的人権も国民主権も、革命ではないが、何百万・何千万人も血が流された戦争の結果として産まれたものである。血の色に違いはない。流された血の叫びも、同じだと思う。戦争放棄を定めた9条という、フランス憲法にもアメリカ憲法にもない独特の条項があるのは、昭和憲法の起因に由来するのである。昭和憲法を論じるとき、この重たい歴史の事実を忘れてはならないと私は思っている。

国体護持の呪縛

若い人々は、「国体の護持」などという言葉を知らないであろう。

昭和になった頃、わが国が戦争体制を準備し、戦争への道を突き進んでいく時、あらゆる分野で水戸黄門の葵の印籠のように使われた言葉である。

「国体」とは、

1. 天皇に主権が存することを根本原理とする国家体制
2. 天皇が統治権を総攬するという国家体制
3. 天皇を国民のあこがれの中心とする国家体制

という三つの異なる意味に用いられた。1と2は法学的概念、3は道徳的・倫理的概念である（芦部教授）。

ポツダム宣言の受諾に際し、もつとも問題となったのがこの国体の護持ということであった。確かに同宣言には基本的人権に関するような明確な言葉で、国民主権たるべしという文言はない。しかし、「大日本帝国は万世一系の天皇を統治す」（第一条）、「天皇は神聖にして侵すべからず」（第三条）とする明治憲法の下では、基本的人権が尊重されるわけがない。実際に明治憲法の下で、思想弾圧や人権侵害は止まることなかった。戦時下においては、国民の自由や人権は特高警察と軍靴によってなきに等しかった。

国体の護持を疑う雰囲気も見識も全くなかった日本国政府は、「ポツダム宣言は）天皇の国家統治の大権を変更するの要求を包含しおらざるとの了解の下に受諾す。帝国政府は右了解にして誤りなきを信じ、本件に関する明確なる意向が速に表示せられんことを切望す」と連合国に対して申し入れた。連合国側は、その了解の可否には触れることなく、ただ「降伏の時から日本の天皇および政府の統治権は、降伏条件を実施するために必要とみとめる措置をとる連合国最高司令官に従うべき」と、「日本の最終の政治形態は、ポツダム宣言

のいうところにしたがい、日本国民の自由に表明された意思によって定めらるべき」ことを、アメリカのバーンズ國務長官の名をもつて回答してきた。

ポツダム宣言の受諾は、「これ以上戦争を続けて無辜の国民を苦しめるに忍びないから戦争を終結せしめたい」との天皇の「聖断」によって決まった。国民主権や基本的人権についてのこのような政治家や官僚たちの認識不足が、憲法制定過程でいろいろ問題を引き起こすことになる。

連合国のわが国に対する占領は、いわゆる間接統治であった。占領目的の達成のために連合軍最高司令官（アメリカのダグラス・マッカーサー元帥が就任）が全権を持ち、かつ直接行使するが、日本の統治機構は基本的にそのまま残されており、制限は受けるものの、統治権を行使することができた。従って、占領期間中も内閣はあり、また、現在の国会にあたる帝国議会もそのまま存在し、連合国最高司令官の制限下ではあったが、実際に機能していた。

もちろん、連合国最高司令官によって廃止された国家機関（例えば軍隊や内大臣府や特高警察など）はある。また、連合国最高司令官が発した命令や指令に反するため失効した法律や勅令は、数多くある。

ポツダム宣言を受諾し無条件降伏をした鈴木内閣は、終戦内閣として、8月15日総辞職した。その後、内閣は東久邇宮内閣（8月17日組閣）、幣原内閣（10月9日組閣）、第一次吉田内閣（翌年5月22日組閣）と、目まぐるしく変わる。東久邇宮内閣でも幣原内閣でも、憲法改正は避けられないとの認識のもと、準備が進められた。東久邇宮内閣では近衛文麿國務大臣が、幣原内閣では松本丞治國務大臣が、その任にあたった。

しかし、先に触れたが、国体護持の呪縛からはなかなか抜け切れなかった。明治憲法のままでもポツダム宣言の実行は可能と考える政府指導者が、ほとんどだった。幣原内閣では、10月25日憲法問題調査会が設置され、委員長に松本内務大臣があてられた。顧問には清水澄・美濃部達吉・野村淳治の三氏、委員には宮澤俊義・清宮四郎・川村又介ほか数名が委嘱された。その名称が示すように、憲法問題の調査を目的にし、憲法改正をあえて前面に掲げなかった。

マッカーサー草案の提示

憲法調査委員会は、12月26日、大改正と小改正の二つの場合を想定して、それぞれの試案を作成することを決めた。松本委員長は1946年（昭和21年）1月9日、私案を提示した。これを基本として憲法改正要綱案として整備し、2月8日総司令部(GHQ)に提出された。

しかし、2月1日、調査委員会案が毎日新聞によってスクープされてしまった。それは、天皇統治権総攬の原則には変更を加えないという内容のものであった。

それまでに、マッカーサー最高司令官は何度か、首相などに憲法の自由主義化が必要であると伝えていた。それだけに、日本政府の考え方を知り、それはポツダム宣言などに合致するものではないと判断し、2月3日、マッカーサーは憲法改正草案を総司令部において作成する意思を固め、ホイットニー民政局長にこれを指示した。その際、憲法改正の必須要件として、次の三つの基本原則を指示した。これが「マッカーサー・ノート」と呼ばれるものである。

- 一、天皇は国の元首である。
- 二、国権の発動たる戦争は廃止する。
- 三、日本の封建制度は廃止される。

総司令部による起草作業は急ピッチで行われ、2月13日には、いわゆる「マッカーサー草案」として日本政府に手渡された。政府はその内容に意表をつかれ仰天したが、当時の国際情勢と内外の民主主義的世論に抗しきれず、2月21日、幣原首相はこれを受け入れることをマッカーサーに表明した。

政府は、マッカーサー草案を基礎に、総司令部との折衝を通じて若干の修正をして、3月6日「憲法改正草案要綱」として公表した。天皇も、草案採択の勅語を発した。明治憲法には、「将来この憲法の条項を改正するの必要あるときは勅命をもって議案を帝国議会の議に付すべし」(73条)とある。憲法改正の発議権は、天皇にしかなかったからである。

ところで、1945年12月18日衆議院が解散され、その選挙は翌年の1月21〜22日の間に行われることが発表された。しかし、衆議院議員選挙法の改正により、婦人参政権の付与と選挙年齢の引き下げによって有権者数が約3倍に増加したことや、戦後の混乱が収まらなかつたことなどから、選挙情勢いまだ熟せずという世論が起り、総司令部は選挙期日の大幅延期を命じた。総選挙が行われたのは、4月10日であった。女性も参加した戦後初の総選挙で新しく誕生した衆議院が、わが国における実質的な憲法制定議会となった。

圧倒的賛成多数で可決・成立

憲法改正案を、衆議院は約2ヶ月の審議を通じて若干の修正・増補を行った後、8月24日、賛成421・反対8で可決し、貴族院に送付した。貴族院では、約1ヶ月半の審議を経て一部修正して、10月6日賛成298・反対2で可決した。翌日、衆議院は、貴族院の修正に賛成424・反対5で同意した。帝国議会を通過した改正案は、枢密院で、天皇臨席のもとに全員の賛成をもって可決され、天皇の裁可を得て、11月3日、「日本国憲法」として公布された。そして、翌年5月3日施行された。

このように、昭和憲法は手続的には明治憲法の改正手続を忠実に踏んで制定された。しかし、両憲法の原理・原則は大きな違いがあり、果たして改正ということで昭和憲法を制定できるのかという憲法学上の争いがある。私も、この考え方にたつ。

しかし、法学的にはそうであったとしても、戦後のあの混乱期、このような方法で新しい憲法を制定したことは、いかにも日本的なやり方であったし、政治的には意味のあることだったと思う。それは、昭和憲法の定着にも役立つ。

いずれにせよ、わが昭和憲法は、終戦から1年ちよつとで制定され、2年をおかずして施行された。昭和憲法をもったわが国は、これにより劇的に変わることになる。戦後民主主義の高揚である。

ポツダム宣言を受諾して無条件降伏した時から、昭和憲法の施行までの慌ただしい時期を、ごく簡単に、しかしある部分はかなり掘り下げて書いたのは、これから憲法改正問題を論ずる上で必要だからである。いずれの国でも、憲法は極めて政治的なものである。憲法

が制定される過程の政治的出来事を抜きに、これを解釈することも、論ずることもできない。

最後に、もう一つだけ付け加える。マッカーサーがいわゆるマッカーサー・ノートと呼ばれる条件を付して草案を作らせたのは、ごく近い時期に発足が予定されていた極東委員会において、天皇の戦争責任や天皇制廃止を主張する国々が予想されたからである。マッカーサーとしては、機先を制して既成事実を作っておく必要があったのである。



コーンパイプを燻らすマッカーサー元帥 (1945年)

三 自由主義を宣言した昭和憲法

平和主義

前章では、昭和憲法が制定された理由と経緯を詳しく述べた。その施行の日から昭和憲法は、わが国の最高法規となった。統治権の行使は、これによってなされ、これによらなければ行使できなくなった。

しかし、1952年4月28日、サンフランシスコ講和条約が発効し、わが国が独立して主権を完全に回復するまでは、連合国の軍事占領下にあった。昭和憲法を超える権力として、連合国総司令官という超権力があつた。ポツダム宣言により、これに従うことが義務付けられていた。この例外はあつたが、それ以外は占領下を含めてわが国のすべての法秩序の頂点に昭和憲法がたつことになる。

すべての政治権力を驥足し、法秩序の頂点に君臨する昭和憲法の基本的原則は、いかなるものであろうか。多くの学者は次の三原則を挙げる。

- 一、国民主権
- 二、基本的人権の尊重
- 三、平和主義

国民主権を言葉として明言している条文はないが、憲法前文の「ここに主権が国民に存することを宣言し」とか、第1条の天皇に関する条文で、「(天皇の)地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく」とある理由に、憲法上の争いはない。「大日本帝国は、万世一系の天皇これを統治す」(第1条)と明治憲法が規定していた天皇主権は明らかに否定され、わが国の主権は国民が持つことになった。

基本的人権の尊重とは、単に人権は守られなければならないとするだけでなく、わが国の統治は自由主義的政治原理に基づいてなされなければならないことを規定していると私は思う。基本的人権を定めた各条文は、共産主義や社会主義の政治原理に基づいた統治を行おうとすれば、明らかにこれと抵触する内容を多く含む。昭和憲法は、

国際的にみても当時としてはもともと自由主義的な憲法であつたと思う。護憲の立場に立ち、その先頭にたつてきた日本社会党や日本共産党は、社会主義や共産主義を指導理念とする政党である。これらの政党が憲法を守れという時、この点が重視されなかつたことは仕方がないことであるが、護憲論の広がりという面においてマイナステとなつたことは、事実として率直に認めなければならないと思う。

平和主義とは、憲法前文と第9条に規定されている内容を指す。私は第98条の「日本国が締結した条約および確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」(いわゆる条約遵守義務)なども、加えてもいのでないかと考えている。締結した条約を守らなかつたり、確立された国際法規を無視したりすると、紛争が発生し、戦争が起こる原因となるからである。

「基本的人権の尊重」が意味するもの

右にのべた原則は、昭和憲法の三大原則と呼ばれている。この三つの原則に優劣はないといわれている。それはそれでいいのだが、わざわざ第97条で、

「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は過

去幾多の試練に堪え、現在および将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」

と規定していることを考慮すると、基本的人権の尊重にいちばん重点があると考えていいのではないかと、私は思っている。繰り返しになるが、昭和憲法は自由主義を定めた憲法であり、それは、国の統治も自由主義の政治思想に基づいて行わなければならないことを含んでいると、私は考える。

自由主義的統治には、確立された諸原則がある。三権分立はその代表である。政治権力の一極集中は独裁政治を招き、結果として国民主権や基本的人権を危うくするという歴史の教訓があるからである。昭和憲法は三権分立を定めているが、自民党（近年では自公両党）による政権運営が続いているため、政治権力の一極集中が事実上起こっている。主権者である国民が思いを至さなければならぬことだ。憲法は、政治行動のあり方まで書くものではない。

国民主権は、基本的人権の尊重を達成するためにも必要不可欠なことである。国民主権とすることがポツダム宣言に文言として明記されていないが、終戦当時の政府関係者が「国体の護持」すなわち天皇主権は必ずしも否定されていないと考えた。しかし、「天皇は神聖にして侵すべからず」とする憲法のもとで基本的人権が守られることは、実際問題として無理である。基本的人権の尊重は、完全無欠などと到底いえないが、熱い血の流れている一人ひとりの人間を大切にするという思想である。神でも仏でもない、ましてや皇帝や王や国家などというものではなく、不完全極まりない生身の人間に最高の価値をおくという思想である。

自由主義の法思想の世界では、神も仏も皇帝も人間を介してはじめ

て存在する。アプリアリに絶対的な価値をもつ神も仏も皇帝も、法学的には存在しない。これを認めれば、宗教裁判によって火炙りの刑も認められることになる――あの、ジャンヌダルクやガリレオのように。

戦争は、究極の人権侵害をもたらす。いかなる高邁な理屈をつけようと、戦争で人権が侵害されるのは、か弱い一人ひとりの個人である。戦争を遂行する権力者ではない。これは、ブッシュ大統領が自由のための正義の戦争と称したアフガン・イラク戦争でも、少しも変わらなかった。

何百万、何千万の血が流された戦争の反省にたつて、戦争放棄の規定が設けられた。世界で初めての、たった一つしかない条文である。これを幼稚な理想主義と嗤うことは、簡単である。しかし、命懸けでこの理想を追求しようという悲壮な決意をもつ者を平気で嗤う者に、いかなる悲壮な決意があるというのか。その者に、いかなる理想があるというのか、それを聴きたい。理想のないところに、進歩は絶対がない。

リベラルを規定する憲法

昭和憲法が自由主義的憲法であることは、基本的には争いはない。しかし、昭和憲法は自由とともに平等ということも重視している。その代表的条項が、第25条である。

一、すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

二、国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障および公衆衛生の向上および増進に努めなければならない」

自由とともに平等を重視していることが、昭和憲法の20世紀的なところである。単純にいえば、自由の概念と平等の概念は対立・矛盾する。しかし、この相対立するものを同時に追求せよというところが、20世紀の自由主義憲法という所以である。

アメリカ憲法やフランス憲法ができた18世紀には、まだ社会主義思想も社会主義国もなかった。しかし、1917年にソビエト社会主義連邦共和国が誕生し、社会主義が目指す理想をまったく無視して自由主義を論ずることも、自由主義の理想を語ることもできなくなった。憲法は、現実の政治を抜きに語ることはできないのだ。

古典的な自由主義は、いうまでもなく自由放任である。夜警国家観である。この時代の政治的要求は、王や皇帝の権力から国民を自由にする事だった。レッセ・フェールである。しかし、自由放任では、社会的不平等が生じ、それは自由主義体制そのものを否定しかねない。構造的な不平等を放置していたのでは、自由主義の存立それ自体が危うくなる。自由とは一見矛盾する社会的公平の確保を自由主義憲法が掲げるのは、自由主義を永久に存続させるための内在的要請なのである。

現代においてリベラルと呼ばれる政治的潮流は、単なる自由主義をさすものではなく、「社会的公正を重視する自由主義」をさすものとして私とはらえている。昭和憲法の制定で大きな役割を果たした連合国総司令部民政局には、リベラル派と呼ばれる者が多くいたといわれている。そのリベラリストたちが、昭和憲法にその理想を託したこ

とは、疑いのない歴史的事実だと思う。

だから、昭和憲法は、リベラルな憲法といっても過言ではない。それを可能にしたのは、第二次世界大戦終了直後の世界的潮流であったのだろう。戦争の最後通告というべきポツダム宣言に明確な政治的メッセージがあるのも、その証左であろう。

「健康で文化的な最低限度の生活」は、わが国の労働運動や社会運動を指導するキーワードであった。1950年(昭和25年)には、生活保護法が制定された。朝日訴訟を持ち出すまでもなく、「最低限度の生活」の内実は決して十分なものではなかったが、同法2条が「すべて国民はこの法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を無差別平等に受けることができる」と、その権利性を規定していることは、高く評価していると思う。

私が国会に出てからはあまり注目されていなかったが、毎年1兆円を超える生活保護費が予算に計上されていた。近年、生活保護世帯が増え、受給者も増えている。生活保護にあてられる予算も増えているが、その運用に強い不満が出されている。憲法改正を口にする人々はおおむね生活保護制度に敵意を持っている人が多い。それは、財政難という理由だけでなく、こうした考え方社会公平の確保ということに対する憲法上の深い意義を理解していないからである。

新自由主義を掲げるネオコンといわれる人たちの主張には、「新」などと形容するに値する何らの価値観・思想性もない。アメリカの時の政権に盲従することしか知らないわが国の政治家たちの政策により、社会的不平等が拡大している。リベリズムを正しく解しない結果である。社会的公正・公平を重視しない自由主義者は、実は

自由というものを本当に大切にしているのではないと私は考えている。

「自由・平等・博愛」を地で行く

いずれにしても、昭和憲法の制定は我が国のあらゆる分野に革命的变化を生じさせた。昭和憲法施行以前から、GHQの指令により昭和憲法を先取りする形で、新しい秩序が作られていった。軍隊の解体、政治犯の釈放、思想・表現・出版の自由の保障、国家神道の禁止、天皇の人間宣言：等等。しかし、新しい憲法価値観の全面的・体系的実施は、やはりその施行を待つ必要があった。

基本的人権を保障された国民のエネルギーは、政治・経済・社会・家庭のあらゆる分野で変革を行った。自由がまったく奪われていたことに対する反動も、あったであろう。また、戦前の秩序の中心にあった絶対主義的神権天皇・軍隊・財閥の崩壊により、わが国の支配層が統治に対する自信を失っていたことも、大きな原因としてあったと思う。

大衆の巨大なエネルギーは、時として大きな社会的混乱をもたらすものだが、わが国の場合、今、イラクで見られるような大きな混乱や無政府状態は生じなかった。連合国が間接統治方式をとったことと、わが国の統治機構がそれなりにしっかりしていたためであろう。

同時に、国民を自由にしたからといって、直ちに秩序が崩壊し無政府状態になるものではないという、自由主義の本義に思いをいたさなければならぬ。自由主義の政治思想は、権力が強権的に秩序を作らなくても、試行錯誤はあるが、国民は自由の中で必ずより立派

な調和・秩序を作るものだという信念である。何か問題が起きると、取締りだ、対策だといって、しゅしゅり出てくる政治家や官僚には、この信念と辛抱がないのだ。

敗戦直後のわが国は、窮乏していた。戦争にすべて財貨を費やしたこともあるが、世界でも稀にみる大地主制の下で、国民の大半を占める小作農民の貧困は構造的なものであった。財閥の存在は、フランス革命で大きな役割を果たしたブルジョアジーといわれるような資本家も育てていなかった。国民経済を支える層は脆弱で貧困は深刻であった。

これまで厳罰に処されていた社会主義思想が、自由になった。社会党や共産党などの政党も、活動を始めた。労働運動も、わが国の歴史の中で初めて本格的に展開され、農民運動も活発となった。貧困に喘ぐ国民は、自由とともに平等を求めて戦いを始めた。それを放置すれば社会主義的革命に転化する様相を帯びていたという見方もある位だ。

これを懸念したGHQは、社会主義革命を想起させるような大胆な農地解放を政府に迫った。農地解放により、わが国の農民の大半を占めていた小作農（水呑み百姓と呼ばれていた。本来に貧しく、農民でありながら、耕作する米を食べることがままならなかった）は、自作農となった。耕作面積は少なかったが、自らの土地を手にした農民の生産意欲は高まり、生産性が上がり、経済的に安定していった。国民経済の底上げは、わが国のその後の経済発展の下支えをすることになる。

最後に、当時の社会的状況に触れておこう。総動員体制の下で深く組み込まれていた戦争態勢から解放されたこと、戦争の犠牲者が多

くいたこと、共に貧困であること、大家族制や地域社会のつながりが強かったことなどさまざまな要因が相まって、人々の間には連帯感があった。いや、連帯感を持たなければ、生き抜くことができなかつたのかもしれない。優れた映画や文学が生まれたのは、偶然ではないと思う。

冷戦構造の下で、その後のわが国の政治も憲法も、紆余曲折を余儀なくされる。しかし、戦後の数年間は貧困と占領下にあったが、「自由・平等・博愛」を地でいくような熱い時代があったことを、私たちは忘れてはならないと思う。

四 血で購われた基本的人権

パトリックの予言

Give me Liberty or Death.

誰もが知っている有名な言葉である。これがどういう状況の中で、いかなる意図をもって発せられた言葉なのか、まず述べよう。

アメリカの独立戦争を間近にひかえた、1775年3月23日。パトリック・ヘンリー（1736～1799）は、ヴァージニア植民地協議会に、民兵の訓練強化と防備体制の確立案を提出した。これに対して、イギリス本国との和解と妥協の道を求める保守派が反対した時、独立のためには武力衝突が避けられないと強調した、その演説の一節である。

「鉄鎖と奴隷化の代価であがなわれるほど、生命は高価であり、また平和は甘美なものでしょうか。全能の神よ、かかることをやめさせてください。わたしは他の人がいかなる道をとるか知りません。しかし、わたしに関するかぎり、わたしに自由をあたえてください。そうでなかったら、わたしに死をあたえてください。」（中屋健一訳）

「鉄鎖と奴隷化の代価であがなわれるほど、生命は高価であり、また平和は甘美なものでしょうか」とは、何とも激しいではないか。アメリカ独立運動の闘士なるが故に、はじめて平然と口にできる言葉である。

「わたしは他の人がいかなる道をとるか知りません。しかし、わ



植民地議会において印紙法の制定に反対の演説を行うヘンリー

たしに関するかぎり云々」は、最初から保守派を食ってかかっているのではないか。

「自由は鮮血をもって購わなければならない」も、パトリック・ヘンリーの言葉である。リンカーンと並んで、アメリカ合衆国の政治史における演説の名手のひとりに数えられている。

パトリックが予言した通り、1775年4月19日、ボストン郊外のレキシントンでイギリス本国軍と植民地民兵が衝突。ここに、8年間のアメリカ独立戦争（1775～1783）の火ぶたが切つて落とされた。イギリスからの独立戦争は、アメリカ社会の市民革命を伴うものであり、アメリカ独立革命戦争とも呼ばれている。

フランス革命とルソー

「自由とは、他人を害しないすべてのことをなすうることにある。したがって、各人の自然的諸権利の行使は、社会の他の構成員にこれらと同一の権利の享受を確保すること以外の限界をもたない。これらの限界は、法律によってでなければ定められない」

これは、1791年にはじめて制定された、フランス憲法第4条である。フランス革命において多くの血が流されたことは、つとに知られている。テロ対策・治安の維持を名目に、安易に「公共の福祉」を持ち出して、基本的人権を平気で踏みじっていく自公政権。これを従順に受け容れ異議を唱えないようとしないう国民に、ぜひ囁みしめてもらいたい条文である。



ジャン=ジャック・ルソー

「イギリス人は、自由だと思っているが、それは大きな間違
いである。彼らが自由なのは、議員を選挙する間だけで、議員
が選ばれるや否や、イギリス人は奴隷となり、無に帰してしま
う」

こちらは、直接民主制を主張するジャン・ジャック・ルソー
(1712～1778)が、当時政治先進国といわれていたイギリス
の議会制について痛烈に批判した言葉である。「主権は人民にあり、
政府は権力を委任された機関に過ぎない」と人民主権論を展開した
ルソーの『社会契約論』は、フランス革命のバイブルとなり、精神
的支柱でもあった。

郵政民営化の是非を問うといって、わが国の憲法に制度としてな
い国民投票的な手法を使って詐取した衆議院の3分の2を超える議
席で、滅茶苦茶なことをしている現在の日本の政治の現状をみたら、
ルソーは何というのだろうか。

人権に対する軽薄な意識と認識

高校の歴史の授業でもないのにこのようなことから始めたのは、わ
が国の基本的人権や、その他の憲法の理想は与えられたものであり、
自ら勝ち取ったものでないが故に、内実が伴わないことを指摘する
人が多いからである。それは、時として苦勞して勝ち取ったもので
ないのだから、いい加減に扱われても仕方がないということにもな
りかねない。私は、このような風潮を^{たしな}箝めたいのである。

それぞれの国の政治や経済には、いろいろな発展段階がある。東洋と西洋で大きく違うのは、やむを得ない。ヘンリーヤルソーが活躍した18世紀半ばから後半、わが国は徳川時代であった。徳川幕府の権力は絶大であったが、典型的な封建体制であり、当時のイギリスやフランスのような絶対君主制ではなかった。近代自由主義の発生は、経済と宗教を抜きに語れないものがある。

ヘンリーヤルソーが活躍した時代、わが国に近代自由主義の思想や政治行動があったかという点、これを明確に示す証拠はない。しかし、人民の抵抗の歴史は、とかく埋もれてしまう。歴史は、権力者によって都合よく作られていくものだからである。この時代、わが国の国民が何を求め、いかなる行動をしたか明らかにするのは歴史家の仕事であつて、私はその任にたえない。

自由民権運動の盛り上がりと弾圧

開国・徳川幕藩体制の崩壊・明治維新・文明開化によって、近代自由主義の哲学や政治思想がわが国に入ってきた。欧米の事情も、多くの国民が知るところとなった。1866年(慶応2年)に発刊された福沢諭吉の『西洋事情』は、いま風にいえば、「大ベストセラー」となった。これらに影響され、明治10年前後には活発な自由民権運動が起こった。この運動は、国会設立を目標とするようになった。この運動の端緒となった明治7年の民権議院設立の建白書は、次のようにうたっている。

「いま政権は皇室にも人民にもなく、薩長の高級役人だけにぎっている。法令がつきつきに出されては、すぐに、改正され

るありさまで、政治や刑罰が私情に左右され、賞罰も愛憎によってきめられている。言論の道はふさがれ、その苦しみを訴える方法もない。こうした状態を救う方法は、天下に公議世論をさかんにして、民権議院をたてるほかない」(一部要約)

自由民権運動の盛り上がりに対して、絶対君主制をめざす政府は、さんぼうりつ讒謗律(1875年)明治8年)、新聞紙条例(同年)、集会条例(1880年)など、言論弾圧の法令で対抗した。その一方で、当面の政府批判をかわすために、1881年(明治14年)に10年後の国会開設を約束する「国会開設の勅諭」を出さざるを得なかった。

政府は、10年もたてば、この運動も沈静化するだろうと考えたようである。従つて、国会開設の勅諭が発せられた後も、保安条例(1887年)明治20年)を制定するなどして弾圧する一方で、運動の指導者の入閣で懐柔するなどして、沈静しようとした。

しかし、政府に対する国民の反感は高まり、自由民権運動の思想に影響された秋田事件(1881年)、福島事件(1882年)、高田事件(1883年)、群馬事件・加波山事件(いずれも1884年)、秩父事件(1884年)などが起こった。

加波山事件では首謀者7人が死刑になり、その他の者は北海道の流刑地で過酷な刑罰を課せられた。秩父事件では、軍隊が出動して鎮圧し、4000人が処罰され、首謀者7人には死刑判決が下された。

国会の開設は、自由と経済の福利を求める国民の熱い思いと運動の中から誕生したのである。1889年(明治22年)2月11日、明治憲法(大日本帝国憲法)と衆議院議員選挙法および貴族院令が公布され、翌1890年、第1回総選挙が実施され、初めての帝国議会

が開会された。

きわめて不十分な「臣民の権利」

明治憲法には、今日的にいうならば基本的人権に属するものが「臣民の権利」として規定されている(第2章)。それを列挙すると、次のとおりである。

- 一、均しく文武官に任ぜられおよび他の公務に就くことを得(第19条)
- 二、居住および移転の自由を有す(第22条)
- 三、法律に依るに非ずして逮捕監禁審問処罰を受くることなし(第23条)
- 四、裁判官の裁判を受くるの権を奪わることなし(第24条)
- 五、その許諾なくして住所に侵入せられおよび搜索せらるることなし(第25条)
- 六、信書の秘密を侵さることなし(第26条)
- 七、所有権を侵さることなし(第27条)
- 八、信教の自由を有す(第28条)
- 九、言論著作印行集会および結社の自由を有す(第29条)
- 十、請願をなすことを得(第30条)

明治憲法が保障した臣民の権利には、残念ながら、すべて「法律の範囲内」とか「安寧秩序を妨げずおよび臣民たるの義務に背かざる限りにおいて」などという条件が付けられていた。また「本章(臣民



憲法發布略図 明治22年 橋本(揚州)周延画

の権利)に掲げたる条規は戦時または国家事変の場合において天皇大権の施行を妨ぐることなし」とされていた。

基本的人権とは、いかなる場合においても保障されるから、基本的というのである。普段はいいが大事な時はダメだよでは、基本的人権にはならないのである。大事なときこそ、国家と国民の利害が激しく衝突するからである。法律の範囲内というところに、そもそも根本的問題がある。しかも、明治憲法では、立法の大権は天皇にあり、帝国議会はその協賛機関に過ぎなかった(第5条)。

思想を罰した治安維持法と特高警察

昭和憲法にある「思想および良心の自由は、これを侵してはならない」というような規定は、明治憲法にはそもそもなかった。信教の自由とは、信仰・宗教の自由である。言論・著作の自由は、ある思想を表現する自由であり、思想の自由そのものではない。だから、天皇主権を否定したり、これに批判的な思想は、最初から徹底的に弾圧された。その象徴といえるのが、1911年(明治44年)の、幸徳秋水以下24人の無政府主義者などに死刑判決を下し12人を絞首刑(残る12人については特赦で無期懲役に減刑)に処した、大逆事件である。しかし、これはまだ刑法の大逆罪を理由としていた。

大正14年に緊急勅令で制定された治安維持法は、「国体を変革しまたは私有財産制度を否認することを目的として結社を組織し、または情を知りてこれに加入したる者」を処罰する法律だった。昭和16年の改正で「国体を変革することを目的として結社を組織したる者または結社の役員その他の指導者たる任務に従事したる者」の



幸徳 秋水

1871年11月5日～1911年1月24日

最高刑を死刑とし、予防拘禁制度まで設けられた。

政府は特高警察(特別高等警察の略称)と思想検事を設け、共産党員や社会主義者を徹底的に弾圧した。「国体の変革することを目的とする結社を組織する(その未遂も罰せられる)」などという構成要件では、政府にとって都合の悪い奴は誰でもとっ捕まえることができた。現に、最初は共産党員や社会主義者がターゲットにされたが、後には労働組合・農民組合の活動家や自由主義者、文化人・宗教者など、体制に批判的な多くの人々が逮捕・拘禁・処罰された。

政府の発表によれば、治安維持法違反で送検された者75681人・起訴された者5162人であるが、一連の治安法規も含めた逮捕者は数十万人、拷問や虐待により虐殺・獄死した者は数千人と推定されている。

何百万・何千万人の血で購われたわが国の人権

治安維持法は、まさに「自由死刑法」であった。極ごく端折ったが、ここでもようやく冒頭の Give me Liberty or Death. まひ辿りつくことができた。明治憲法には、きわめて不十分な人権の規定しかなかったが、それでもこれを足がかりに自由と平等と福利を求め、わが国の先駆者たちは懸命に努力した。それは、文字通り命を懸けた戦いだった。

その戦いの中で、多くの命と血が奪われ流された。昭和に入り軍部独裁が強まっていくころには、抵抗組織は壊滅させられ、言論の自由も消滅し、国民は侵略戦争に反対はもろろん、疑問や批判を呈することもできなくなり、狂信的な天皇制ファシズム体制に組み込まれていった。

日中戦争が始まり、アジア諸国への侵略戦争で何千万というアジア人民の命を奪い、何百万もの自国民の命をも犠牲にして、最後はポツダム宣言を受諾して無条件降伏した。ポツダム宣言には「基本的人権の尊重は確立せらるべし」と、明確に謳われている。昭和憲法によって国民に保障された基本的人権は、何百万・何千万の人々の命と血によって購われたのである。

憲法を改正を主張する者に、自由のために命を奪われた人々への鎮魂の想いが、少しでもあるのか。侵略戦争への、歴史的な深い反省があるのか。寡聞にして、私は知らない。だから私は、憲法の基本的人権は苦勞して勝ち取ったものでないからいい加減に扱われても仕方がないなどという風潮には、絶対に同調することはできないのである。憲法の「公共の福祉」を安易にもちだして、基本的人権を平気で踏み躪る自公政権とは、戦わざるを得ないのである。たとえば、この命を懸けてでも。



日本のプロレタリア文学の代表的な作家・小説家。1929年に『蟹工船』を発表し、一躍プロレタリア文学の旗手として注目される。蟹工船は帝国劇場にて上演されたが、同時に、当時の特別高等警察から要注意人物としてマークされました。1933年2月20日、特高警察スパイに騙され、逮捕。取り調べの後、警察署から築地署裏の前田病院に搬送され、19時45分に死亡が確認・記録された。警察当局は、翌21日に「心臓麻痺」による死と発表したが、翌日遺族に返された多喜二の遺体は、全身が拷問によって異常に腫れ上がっていた。29歳と4ヶ月という、短い生涯であった。



小林多喜二

1903年10月13日～1933年2月20日

五 社会を変えた基本的人権

戦後民主主義と基本的人権

私は、本論文の最初で次のように書いた。

「憲法は、いつも政治とともにある。憲法を論ずる時、私たちは憲法とからみながら動いてきた政治史に立ち返らざるを得ない。この小論は、戦後民主主義といわれるものの内実を検証することにもなる。」

もちろん、これで間違いはないのだが、戦後民主主義といわれる政治は、日本の政治や社会のあり様を変えてはきたものの、それは表層的な部分でしかないような気がしてならないのである。わが国の社会や国民の生活そのものを本当に変えたのは、昭和憲法が国民に保障した基本的人権であったような気がする。憲法は、それ自体が強烈なイメージとメッセージを発する政治的なドキュメント（文書）だということを感じずにはいられない。憲法とは、まさにそういうものなのである。

本稿において、私はわが国のあり様や国民の意識や生き方まで変えてしまった基本的人権のいくつかを例示しながらこのことを論証してみたいと思う。

生活の根本を変えた憲法24条

憲法第24条1項婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2項配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに

婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない。い。

この条文が、わが国の家族のあり方、人間の生活の基本である家庭のあり方、ひいては人間の生き方まで大きく変えた。男女の平等は憲法14条でも規定されたが、それ以上の意味を、この条文はもっていた。明治憲法では、男女の平等や婚姻に関する規定はなかった。それらは法律に委ねられ、これを律していたのが明治民法であった。

明治民法は、家制度を規定した。家制度は、一定の親族関係にある者を戸主と家族として一つの家に属させ、戸主に家の統率権限を与えていた。江戸時代に発達した、武士階級の家父長制的な家族制度を基にしたものであった。戸主には、婚姻に対する同意権や居所指定権などがあり、そのため、自由な結婚や職業選択の自由などが極めて制限されることになった。また、当時は子供の数も多く、分家にも戸主の同意が必要とされたので、大家族制となっていた。戸主を中心とする家制度は、天皇制を支える制度としての役割も果たしていた。

「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立」という規定により、結婚の自由が初めて実現した。戸主の反対により、多くの愛し合う男女が結婚できないことは、決して珍しいことではなく、多くの悲劇もあった。

男女の肉体的差異は、厳然としてある。そこから生ずるいろいろな問題もある。「個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚」して家族関係を築くことは、口でいうほど簡単ではない。しかし、女性は男と

違う強さを本質的にもっている。女性の努力によって、明治憲法下では考えられなかった新しい夫婦関係や親子関係が生まれたことは、事実である。女性の社会参加も進んだ。それがまた、新しい問題を生んでいることも否定できない。

男女同権という言葉は、戦後の社会や人間の生き方を大きく変えた。国民の半分を占める女性にとって、それが好ましいものであることは確かだと思う。しかし、その終着点には到達していないような気がする。世の男性諸君、女性はまだまだ強く、逞しくなりますぞ！

労働基本権の保障

憲法第27条1項すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2項 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3項 児童は、これを酷使してはならない。

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

右は、労働基本権と呼ばれる規定である。明治憲法にはこのような規定はなかった。明治憲法第29条の結社の自由で、労働組合は認められていたが、これには「法律の範囲内において」という制限があった。しかし、わが国の労働運動の先駆者は、官憲と使用者の弾圧に屈することなく、労働者の権利と福利を求めて闘ってきた。その歴史を私たちは忘れてはならない。

この憲法の規定を受けて、労働三法と呼ばれるものが制定された。労働基準法は、労働条件についての最低基準を定め、この法律を下回る労働条件は無効になり、労働基準法が定める労働条件が適用されることとなった。主に労働契約・賃金・休暇・解雇・安全・女子や年少者について定められている。

労働組合法は、労働者と使用者が労働条件について対等の立場で交渉できるようにすることを目的とし、主に労働協約の締結・団体交渉権・労働組合を組織することを定めている。

労働関係調整法は、労働争議の予防・解決・労働関係の公正な調整のための法律で、労働争議の調停・仲裁のために労働委員会が斡旋などことを定めていた。また、労働基本権に無理解な使用者の組合や組合員に対する差別を不当労働行為として排除し、健全な労使関係の構築に大きな役割を果たした。

総中流社会と格差社会

労働運動史家に語らせれば、戦後、ある程度の規模の企業にほとんど設立された労働組合の運動は、多くの問題を抱えたということになる。それは史家に譲る。

労働組合を設立したといっても、戦争直後のわが国の経済基盤は戦争によってズタズタにされていた。経済の復興をなすことは、決して容易ではなかった。しかし、朝鮮戦争特需により復興のキツカケを掴んだわが国の経済は、昭和30年（1955年）前後から成長路線のつた。労働組合は、企業利益の配分に大きな役割を果たした。その結果、1億総中流といわれる、豊かで平等な社会を作ったことは、

素直に評価して良いと私は思っている。

労働組合の結成は、単に経済闘争の面からだけでは語れない。社会党や共産党や民社党が進めた、政治や社会や文化などの「革新運動」の組織的な担い手は、労働組合であった。労働組合は、政治的・社会的な存在としても、大きな役割を果たした。しかし、そのことが健全な労働組合運動の発展を妨げる一因にもなった。

社会党支持の総評と民社党支持の同盟が一緒になって連合を結成したが、それによって、問題のすべてが解決した訳ではない。組合員の政治離れと組合の組織率が、極端に落ちている。自由な社会を築くためには優れた逞しい自由主義政治家が必要のように、労働組合の健全で幅の広い運動を確保するためには、柔軟な発想と巧みな組織力をもつ労働組合運動家が必要なのだろう。

いま、わが国の経済団体は、公然と憲法改正を叫んでいる。憲法改正を公然と叫ぶ政治家と一緒にあって、現在の憲法体系と異なる国を作ろうとしている。彼らが狙っているものは、労働基本権の縮小であり、自由権の制限である。憲法改正を許せば、労働組合もおかしくなるし、労働組合がこれまで担ってきた革新運動＝社会改革運動も必ずおかしくなる。憲法改正問題は、労働組合と労働者にとっても正念場なのである。

刑事法制の革命的改革

基本的人権がもつとも躍動するのは、刑事法制の分野である。国家の安寧と秩序を理由に個人の自由を奪おうとする権力から国民を守るのが、基本的人権である。刑法と刑事訴訟法を学ばなければ、基本

的人権を真に理解することはできない。私がつとも得意とし、また、弁護士の実感するのは、刑事弁護においてである。

第23条 日本臣民は法律に依るに非ずして逮捕監禁審問処罰を受くることなし。

第24条 日本臣民は法律に定めたる裁判官の裁判を受くるの権を奪わることなし。

第25条 日本臣民は法律に定めたる場合を除く外その許諾なくして住所に侵入せられ及搜索さることなし。

これは、明治憲法の刑事に関する人権の規定である。それなりのこととは一応規定はされているが、条件となつて法律は、絶対的権限をもつていた天皇が定めることができた。そして、前章でみたように治安維持法をはじめとする人権規制法があり、かつ特高警察は取締りだけではなく、事実上の裁判と処罰まで行っていた。従つて、わが国の刑事に関する基本的人権は、ほとんどなかったといつても過言ではない。

連合軍総司令部の指令により、憲法改正以前にこれらの法律は失効させられ、特高警察も解体された。そして、昭和憲法には10条に及んで、刑事に関する基本的人権が規定され、これを受けて新しい刑事訴訟法が制定された。憲法および刑事訴訟法には、当時もつとも先進的といわれていたアメリカの人権に関する規定が、多く採用された。

意味深長な証拠に関する規定

前記の「特高警察による事実上の裁判と処罰」においては、証拠など不要であった。特高警察の胸三寸で有罪とされ、死刑にまで処せられた。特高警察による虐殺である。しかし、通常の裁判においては証拠は重要とされたが、証拠に関する規定が緩ければ、捜査段階において人権が侵されることは避けられないことである。証拠の捏造のために、拷問は日常的に行われていた。

第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

憲法にこの規定が明記されたために、少なくとも物理的・肉体的な拷問が少なくなったことは事実である。それでも、拷問によって自



免田事件の被告品であった若い頃の免田栄氏。昭和24年に23歳で逮捕され、死刑判決が確定。最新で無罪判決を受け、34年かけて我が国の裁判史上死刑囚から初めて生還した。

白を強要されたと訴える事案はかなりあった。現在でも、告発されることがある。

「刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を十分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。」

憲法第37条2項の規定である。この規定により、被告人の反対尋問に晒されない証言は証拠能力がなくなった。伝聞証拠の排除の規定である。これによって、捜査当局がでっち上げの書類を作っても、被告人側で本気で争えば、証拠とすることはできなくなった。証拠能力がないというのは、証拠として採用することがそもそも許されないということである。

憲法や刑事訴訟法は劇的に変わったが、警察や検察は古い考えから脱却することがなかなかできなかった。多くの冤罪事件が生まれ、このギャップからであった。多くの被告人が冤罪を訴えて、長く苦しい法廷闘争を余儀なくされた。人権派弁護士と呼ばれる法律家が生まれ、大衆もこうした冤罪事件を支援した。

権利のための闘争

昭和憲法が新しく国民に保障した多くの基本的人権の中からわずか3例を挙げただけだが、国民は、警察や行政の基本的人権を無視した行為に対して、果敢な闘争を始めた。そうした中から、わが国の基本的人権の内実が形成されていった。そして、その戦いは、まだ

まだ続けられなければならない。

『権利のための闘争』を著したイエーリング（ドイツの法学者
1818年～1892年）は、

「己の権利を明らかにすることは、すべての責任能力のある人
間の自分自身にとっての義務である」

と述べている。わが国では、果たしてこのような雰囲気があるだろ
うか？権力に対して、基本的人権を名分に闘う者を、変わり者もし
くは反体制派とみる風潮はないだろうか。

私は、2年間に東京・渋谷で2回も職務質問を受けたことがある。
不当な職務質問であるから、私は所持品の提示などを拒否したが、「や
ましい物を持っていないのならば、素直に警察に見せてやればいい
じゃないですか。その方が簡単だし楽でしょう」という人がけっこ
う多い。自由な社会とは、国家権力から本質的に自由な社会をいう
のだということが、なかなか理解されない。

基本的人権を尊重する国家権力などというものは、本来ありえな
いと考えた方がよい。不当な権力の行使に、国民は毅然として闘わ
ない限り、憲法がせっかく保障してくれた基本的人権も画餅に帰し、
縮小されていくことを、賢明なる国民は知らなければならない。

昭和憲法を押し付けられた憲法と主張する憲法改正論者は、当然の
こととして基本的人権を尊重してこなかった。そして、それだけで
は収まらず、基本的人権を保障する憲法そのものを改正しようとし
ている。環境権とか眺望権などという新しい装いをつけてはいるが、
大切なことは憲法を改正する動機と方向性である。

羊頭を掲げて狗肉を売ろうとしている政治的詐欺師集団に、騙され

てはならない。それは、前章で述べた基本的人権を購うために血を
流し命を奪われた、何百万・何千万の先人に対する冒瀆であり、背
信である。



ルドルフ・フォン・イエーリング

権利のための闘争 (Der Kampf ums Recht 1872
年刊) を著したドイツの法学者

写真は Carl Ferdinand Hartzler(1838-1906) に
よる 1888 年作の塑像。Universität Göttingen,
Wilhelmsplatz Germany 蔵。Photographed by
Andreas Praefcke, May 2005

六 平和主義をめぐる憲法状況

理想のないところに進歩はない

本稿から「いよいよ」昭和憲法の平和主義について述べる。いよいよと書いたのは、本誌の読者は、私がなぜ憲法9条から憲法改正問題を論じなかったのかと、怪訝に思っていた方が多かったのではないかと想像するからである。そのような怪訝をあえて承知で、私は基本的人権からまず述べた。それは、私の憲法に対する基本的な考え方だし、いわゆる護憲運動なるものもっている問題点を指摘したかったからである。憲法9条は、確かに護憲運動にとつて最大の錦の御旗であるが、実は、憲法改正を目論む勢力にとつても、最も大きな梃子てこになっているのである。

誤解を招かないように、憲法9条についての私の態度・見解をまず示しておこう。基本的人権の尊重・国民主権・平和主義は、昭和憲法の三大原則と呼ばれている。この三つの原則に優劣はないといわれている、それはそれでいいのだが、わざわざ第97条で

「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は過去幾多の試練に堪え、現在および将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」

と規定していることを考慮すると、基本的人権の尊重にいちばん重点があると考えていいのでないかと私は思っている。

戦争は、究極の人権侵害をもたらす。いかなる高邁な理屈をつけようと、戦争で人権が侵害されるのはか弱い一人ひとりの個人である。

戦争を遂行する権力者ではない。これはブッシュ大統領が自由のために行う正義の戦争と称したアフガン・イラク戦争でも少しも変わらなかつた。

何百万、何千万の血が流された戦争の反省にたつて、昭和憲法に戦争放棄の規定が設けられた。世界で初めての、たった一つしかない条文である。これを、幼稚な理想主義と嗤うことは簡単である。しかし、命懸けでこの理想を追求しようという悲壮な決意をもっている憲法を平気で嗤う者に、いかなる悲壮な決意があるというのか。その者にいかなる理想があるというのか、それを聴きたい。理想のないところに進歩は絶対でない。(3章参照)

理想としての非武装中立論

日本国憲法前文

一、日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。

二、日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。

三、われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等關係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

四、日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

憲法第9条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

二、前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

以上、昭和憲法の平和主義を規定する前文と9条を、そのまま引用した。いくら訳文が悪いといつても、これらをそのまま読めば、非武装と戦争放棄を宣言しているとしたか、読むことはできない。護憲の中心に立ち、最大の勢力を占めていた社会党が非武装中立論を主張していたのは、憲法の条文からいえば、極く自然なことである。

自衛戦争も否定した吉田首相

憲法制定議会といわれている1946年（昭和21年）6月28日の衆院本会議で、共産党の野坂参三氏の「自国防衛のための戦争は

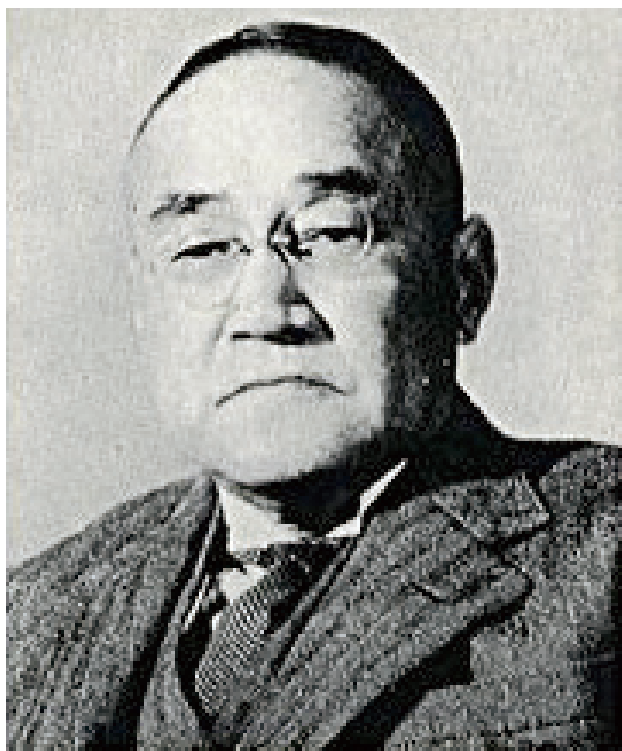
正義の戦争である。憲法改正案には戦争一般でなくて、侵略戦争の放棄を明記すべきだ」との質問に、吉田首相が「正当防衛や防衛権による戦いを認めることは、戦争を誘発する有害な考えだ」と答弁したことは、良く知られているところである。

しかし、1950年（昭和25年）の朝鮮戦争勃発を機に、GHQの指令で警察予備隊が創設され、保安隊を経て、1954年（昭和29年）自衛隊となった軍事組織がわが国に存在していることは、厳然たる事実である。2005年度の自衛隊の人的構成は、自衛官約24万人・即応予備自衛官約1万人・予備自衛官約5万人の合計約29万人、予算規模は世界第4位の4・8兆円である。

自衛のための戦争の否定から今日のような自衛隊の保持に至るまでには、これを進めようとした政府と、これに反対する勢力や国民との間に多くの戦いがあったことは、事実である。その最も大きな政治な戦いが、1960年（昭和35年）の安保闘争であった。

当時、私は中学3年生であったが、新潟県の農村でも安保改正の是非を、大人たちが口角泡を飛ばして議論していたのを目撃している。また、革新勢力の大きな台頭に過敏になった右翼青年が浅沼稻次郎社会党委員長を刺殺した場面を、私はテレビ中継で目撃した。戦後民主主義の内実を規定する各種運動の大きなひとつが、憲法9条をめぐる戦いであった。また、国会における憲法論争の3分の1は、憲法9条をめぐる行われたといつても過言ではない。

自衛隊や在日米軍の存在は、司法の場でも争われた。伊達判決のように違憲とする裁判例もあったが、これに対して最高裁判所は1959年（昭和34年）12月16日、「憲法第9条は日本が主権国として持つ固有の自衛権を否定しておらず、同条が禁止する戦力



正当防衛や防衛権による戦いを認めることは、戦争を誘発する有害な考えだ」と答弁した吉田茂首相(1878年～1967年)

とは、日本国が指揮・管理できる戦力のことであるから、外国軍隊は戦力にあたらぬ。したがって、アメリカ軍の駐留は憲法及び前文の趣旨に反しない。しかし、他方で日米安全保障条約のように高度な政治性をもつ条約については、一見してきわめて明白に違憲無効と認められない限り、その内容について違憲かどうかの法的判断を下すことはできない」とした(いわゆる統治行為論で違憲審査権を放棄した)。

憲法状況を直視しなければならない

この論文は、戦後政治史を総括することを直接の目的にしていない。また、国会における9条論争をまとめるだけでも大分量となる。従っ

て、結論だけを述べよう。憲法問題を論ずるときに大切なのは、ある事実について主権者たる国民がどのような認識をしているということである。主権者である国民の憲法問題に対する認識を抜きにして、観念論的に違憲だ合憲だと論じてみても、現実にはあまり意味がない。平和主義をめぐる諸問題についても、イェーリングがいった「権利のために闘争」という視点が、どうしても必要なのである。

それでは、現在の自衛隊について、わが国の国民は現在どのような認識をもっているのだろうか。これは、単純な事実問題である。憲法改正についてのどのような立場であろうが、この事実から目を背けることはやめた方がいい。

世論調査というものは、確かに、設問の仕方やそれが行われる状況によって異なる結果が出てくる。しかし、最近の世論調査技術は著しく進歩していることも、認めなければならない。

このような前提の下に各種の自衛隊に関する世論調査をみると、現在の自衛隊を認めるというのが70～80%の国民の認識である。自衛隊を認めるということは、違憲の存在としてみていないということであり、具体的にいえば、国民の生活と密接に係る健康保険料や年金保険料など、負担が増える中でも、5兆円近くの予算を防衛費にあてるのを認めているということである。

この事実が、9条や自衛隊に関する憲法状況である。こうした事実・状況を、まず直視しなければならぬ。そして、冒頭に述べたように、このことが憲法を改正しようという勢力が憲法改正は可能であると判断する材料となっているのである。憲法改正に反対する者は、本来平和を求める筈の国民の多くがなぜそのように判断するのか、怪訝に思っているのではないだろうか。それ故に、戦後民主主義とは

一体何であったのかと懐疑的になっている人もいるのではないかと
思っている。

自衛隊についての国民の認識

私は、自民党総務局長を務めた関係で、世論調査というものを勉強
した——いや、勉強せざるを得なかった。政党が行う世論調査とい
うのは、第三者的に候補者の当落を予想するものではない。誰を候補者
にするか、決定した候補者が強いか弱いかなど、どうしたら候補者を当
選させることができるかということを探るために行うのである。従っ
て、世論調査の結果だけではなく、調査したデータを分析する能力
がなければ、はなはだ高いものになってしまう。

自衛隊を認めるという70〜80%の国民認識がどのようなもので
あるかということ、正しく分析する必要がある。このところを
見間違っていると、憲法改正派も改正反対派も、政治的に深い傷を負うこ
とになる。

各種の世論調査が国民に問うているのは、「現在の自衛隊について
どう認識しているか」ということなのである。それでは「現在の自
衛隊」について国民はどのように認識した上で、これを認める（合憲）
と判断しているのだろうか、ということが重要なのである。

どう読んでも、戦力を保持してはならないとしか解釈できない憲
法の下で存在している自衛隊が、特殊な軍事組織にならざるを得な
いということは、普通の常識をもった国民ならば誰でも考えている
ことである。一様ではないと思うが、多くの国民は「現在の自衛隊」
について、ある共通の認識をしている筈である。その認識を、まず

正しく把握しなければならない。

憲法9条をめぐる議論の核心

長年にわたる憲法9条をめぐる激しい論争や闘争が、「現在の自衛
隊」の実態を規定している。およそこの世の中には、まったくのゼ
ロなどというものはないのだ。憲法が定める平和主義が人類の理想
であることは、誰もが認めるところである。この理想を求める運動
の効果や成果がゼロなどということは、あり得ない。

これに反して現在の自衛隊を保持し、さらにこれを増強しようとす
る勢力には、愛国者を装っているが、不純な動機や目的がある。「命
懸けでこの理想を追求しよう」という悲壮な決意をもって憲法を、
平気で啗う者に、いかなる悲壮な決意があるというのか。その者に
いかなる理想があるというのか、それを聴きたい」といったのは、
そういう意味なのである。

わが国の自衛隊というのは、法的にみても軍事的にみても、世界に
ある一般の軍隊とは明らかに異なる特殊な軍事組織である。これは、
疑いない事実である。そのことを国民は確りと認識した上で、現在
の自衛隊の存在を認めているのである。憲法改正を目論んでいる勢
力は、その特殊な点が我慢ならなくて、変えようとしているのである。
憲法を改正すれば、現在の自衛隊とは明らかに異なる軍事組織が誕
生することになる。

憲法9条をめぐる議論の核心は、ここにある。この点に関する国民
の判断は、そんなに幼稚でもないし、危険でもない私は確信して
いる。悲観も楽観も危険である。憲法9条や自衛隊をめぐる議論は、

現実に基づいて根気強く行う必要がある。次章では、これについて述べることとする。

国会を取り巻くデモが連日繰り広げられた。そんな中で、1960年6月15日デモ隊と警官隊が国会議事堂正門前で大規模に衝突し、デモに参加していた東京大学学生の樺美智子が圧死するという事件が発生した。

七 改憲派が目論む自衛軍の想定像

“自衛軍”の創設を明記する新憲法草案

わが国に存在する軍事組織である自衛隊とは、いわゆる軍隊であるのか、軍隊でないのか。憲法改正により自衛隊は軍隊になるのか、それとも軍隊にはならないのか。自民党の新憲法草案は、現在の自衛隊をどのようなものにしようというのか。念のため、第9条関係だけみてみよう。

第2章 安全保障

第9条（平和主義）

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

第9条の2（自衛軍）

- 一、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮権者とする自衛軍を保持する。
- 二、自衛軍は、前項の規定による任務を遂行するための活動を行うにつき、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。
- 三、自衛軍は、第一項の規定による任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び緊急事態における公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。

四、前二項に定めるもののほか、自衛軍の組織及び統制に関する事項は、法律で定める。

る事項は、法律で定める。

昭和憲法とどこが違っているかという点、まず章の表題が「戦争の放棄」から「安全保障」に変わっている。次に第9条2項の「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」が全文削除され、その代わりに上記「第9条の2（自衛軍）」が新設されているのである。

憲法改正を公然と主張した小泉首相

自民党の新憲法改正草案をみただけでは、自衛隊のどこがどう変わるのか、よく理解できないであろう。昭和憲法には「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」とあるが、現実には陸海空の自衛隊が存在している。現実に合わせて、この条文を変えるだけなのだといいたいのだろう。それでは、なぜ“自衛隊”という国民に馴染みのある名称を放棄して“自衛軍”としたのだろうか。本当は軍隊としたかったのかもしれないが、さすがにちょっと自信がなかったのだろうか。この問題は、言葉をみただけでは判らない。“自衛隊”、“自衛軍”、“軍隊”という言葉が、いったいどのような実態をもった軍事組織を想定しているのかを分析・判断しないと、単なる言葉の遊びになってしまう。

私が本稿で明らかにしたいのは、いまわが国にある自衛隊という軍事組織の特徴や特質である。国民が合憲と判断しているのは、現実に存在しているこの自衛隊だからである。

これに関して、私には忘れられないことがある。小泉純一郎氏が首

相に就任した直後の記者会見で、

「自衛隊は、誰がみたって軍隊でしょう。その自衛隊が現に存在しているのに“陸海空軍はもたない”などという憲法がある。おかしいでしょう。憲法は改正する必要がある」という趣旨の発言をしたことであった。

昭和の時代（1989年まで）だったら、この発言だけで小泉氏の首は間違いなく飛んでいただであろう。ところが、この発言はほとんど問題にされなかった。小泉フィーバーなるものに野党もマスコミも度肝を抜かれてしまって、事の重大さを見過ぎてしまったのだろうか。それとも、平成も10年余が経過すると、昭和が遠くなっただということなのか。“昭和”が遠くなるのは仕方ないことであるが、昭和憲法までおろそかにするのは許されることではない。昭和憲法は、“日本国”憲法なのである。

第9条2項の重い縛り

小泉首相の「自衛隊は、誰がみたって軍隊でしょう」という発言を、憲法9条をめぐる丁々発止と論争した与野党の歴戦の国会議員が聴いたら、飛び上がったであろう。「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」という憲法の下に存在する軍事組織である自衛隊は、いろいろな面で特殊な軍事組織なのである。確かに自衛官の服装や装備などをみると、他の国の軍隊のそれと同じようにみえるが、それは子供じみた見方・見解としかいいようがない。最近の警備員のスタイルは、ちよつと見たところ警察官と見間違ってくるくらいだ。子供が見たら、警察官も警備員も同じだと思

うだろう。これと同じ類の見方・見解なのである。

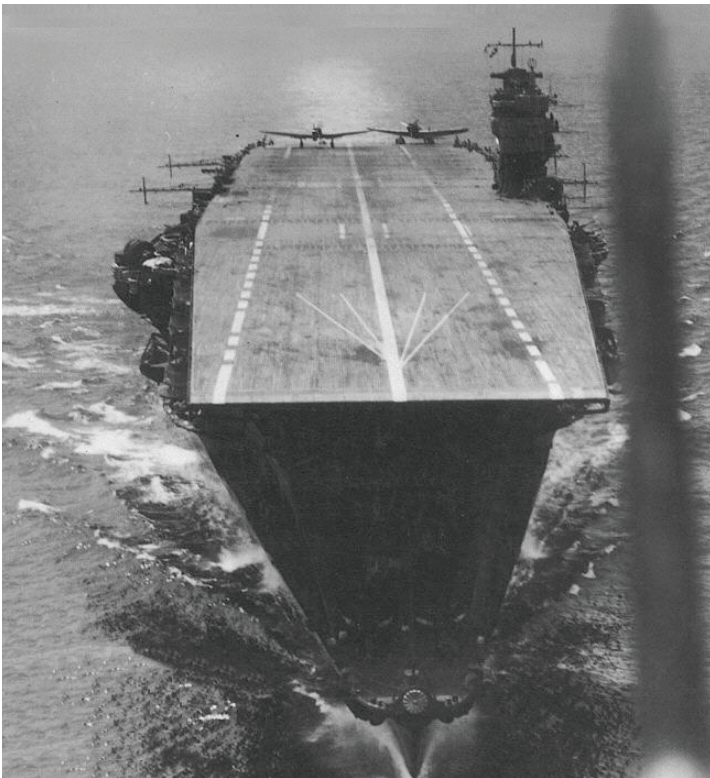
警察予備隊を創設するときから、創設しようという軍事組織は憲法に違反するのではないかということが、常に問題となった。そこで大きな意味をもったのが、9条2項の「前項の目的を達するために」という文言であった。前項の目的とは、「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」ということである。

憲法の論理は、禁止されているのは「国権の発動たる戦争と武力による威嚇又は武力の行使」であり、自衛のための戦争は否定しないが、軍隊をもっていると、意に反し結果として戦争になることもあるので、戦力を保持しないことにするというものである。吉田首相が憲法制定議会で「正当防衛や防衛権による戦いを認めることは、戦争を誘発する有害な考えだ」と答弁したのは、このような論理からであろう。

その吉田首相自らが、GHQの指令があったとはいえ、警察予備隊↓保安隊↓自衛隊を創設することになる。しかし、この「前項の目的を達するために」という条文は、最初から今日まで確りと生きている。それは、わが国が保有する軍事組織は、あくまで自衛のために保持していることである。「専守防衛」の軍事組織であるということである。

「専守防衛」という概念」の確立

戦後の9条論争は、憲法の文言どおりの戦力不保持を貫こうという考えと、自衛のための軍事組織は憲法に違反しないという考えの激



大日本帝国海軍航空母艦 赤城

権水上機ではない航空機を離発着させると同時に、航空機に対する整備機能と航空燃料や武器類の補給能力を有し、会場において単独で航空戦を継続する能力を有する軍艦(戦艦)。海上自衛隊は航空母艦を持っていない。

突であった。しかし、どちらも自衛のための武力行使以外は認めていないという点において一致している。その結果、専守防衛という概念が生まれた。

これは、単なる標語には終らなかつた。年々の予算審議などの場において、専守防衛に反する、あるいは専守防衛に必要な装備や武器であるかないかが、真剣に議論された。わが国の防衛予算は年々増加してきたが、この原則だけはかなり厳格に守られてきた。

例えば、海上自衛隊は航空母艦をもっていない。わが国の防衛予算で航空母艦をもつことができない訳ではない。しかし、保持しないのである。それは、専守防衛という立場からは必要ないという考え

からであった。また、わが国は迎撃ミサイルはもっているが、航続距離の長いミサイル―例えば大陸間弾道弾などはもっていない。

核兵器や生物・化学兵器などの大量破壊兵器も、専守防衛という観点から許されないと解されている。核兵器の抑止力は、専守防衛という考えと相容れないと考えられている。

集団的自衛権ということで、わが国が現に攻撃されていないのに他国の軍隊などを攻撃することは、専守防衛という観点から許されないとする見解は正しいであろう。安倍元首相のように、この集団的自衛権についてどういう場合には許されるのか検討すると言う向きがあるが、注意である。

わが国の自衛隊が、専守防衛のための軍事組織であることは事実であるし、国民はそうであると確信しているから、自衛隊を憲法違反の存在とは考えていないのであろう。アメリカとイギリスの軍隊は2003年3月、イラクに侵攻した。もし、国連の別の議決などがあつても、もっと多くの国々がイラクに軍隊を侵攻させることになつたとしても、わが国の国民は自衛隊が他国の軍隊と一緒になつてイラクに侵攻することを支持するとは思わない。わが国の国民は、自衛隊が海外に行くことには非常に懐疑的である。それだけ、専守防衛ということにこだわっているからだ、私は思う。

軍法会議と軍刑法

わが国の防衛問題を論ずる際に忘れてならないのは、戦前のわが国の軍隊に対する認識・反省を抜きにしてはならないということである。

私は、昭和20年生れである。物心ついたところから、大人たちが戦争体験について話し合うのを直接聞いて育った。ごく年配の人を除けばほとんどの男の人は、直接間接に日中戦争や太平洋戦争に軍人として参加していた。彼らが語る戦争体験は、軍隊体験でもあった。「軍隊」の存在は、日本人にとっても大きなものだった。「軍隊」は、諸外国の人民に被害を与えただけでなく、日本人にも重く圧しかかった存在であった。私は、彼らが語る軍隊体験談を通じて、軍隊というものがどのようなものであったかを知った。「日本の軍隊」は、日本国民からも決して好感をもって受け容れられていなかった―いや、むしろ、国民にとっても恐ろしい存在だったのである。

政府が警察予備隊を創設するにしても、自衛隊に昇格させるにしても、それが軍隊でないことを強調しなければならなかったのは、単に戦力不保持の憲法の要請からだけではなかったのだと、私は思う。戦争それ自体が、非人間的なものである。戦争の実行組織である軍隊が、非人間的になるのはやむを得ないことなのである。軍隊の軍人に対する非人間的扱いの根拠になっているのは、軍刑法と軍法会議（軍事裁判所）の存在であった。

昭和憲法が第76条で

- 一、すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設する下級裁判所に属する。
- 二、特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。

と定めたのは、軍法会議と行政裁判所の廃止を明らかにすること

あった。

「軍事裁判所」の設置を明記

自民党の新憲法草案第76条3項には

「軍事に関する裁判を行うため、法律の定めるところにより、下級裁判所として、軍事裁判所を設置する」

とある。

一応、最高裁判所を頂点とする司法体系に矛盾しないように装ってはいるが、実際に動き出せば、これは必ず、かつての軍法会議と同じようなものとなるだろう。そして、自衛軍を規律するために、軍刑法も新しく制定することになるのは、必然である。ちなみに、明治41年に制定された陸軍刑法・海軍刑法で罰せられる罪名とその最高量刑は、次のようなものである。

罪名	犯罪例	最高量刑
抗命	上官に対する反抗・不服従	敵前では死刑
逃亡	戦線離脱・利敵行為	敵前では死刑
損壊	軍用の武器・機材の破壊	死刑
違令	規律違反・造言飛語など	懲役・禁固5年

現在の自衛隊法第123条でも、右記の抗命や逃亡にあたるものが罰せられることになっているが、その最高刑は7年以下の懲役であ

り、万引きを罰する窃盗罪（10年以下の懲役）よりも軽い。こんなことを「愛国者」たちが許るせる筈がない。

必ず制定されることになるであろう自衛軍を律する軍刑法では、かなり重い刑が定められるのには、疑いの余地がない。ちなみに、北朝鮮拉致被害者の曾我ひとみさんの夫・チャールズ・ジエンキンス氏が、アメリカの軍刑法によつて問われた逃亡・利敵行為などの罪の最高刑は、銃殺刑であった。

自衛隊と自衛軍は、似て非なるもの

この他に私が気になるのは、冒頭に紹介した自民党新憲法草案の第9条の2の第3項である。そこには

「自衛軍は、第1項の規定による任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び緊急事態における公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。」

と書かれている。

「法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動」が、海外における国際貢献活動であるのは明らかであるが、日米同盟ということを信じて疑わない自公合体政権では、それが、即アメリカ追従の軍事行動になる可能性が、極めて高い。

「緊急事態における公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動」は、いわゆる戒厳令下における軍の活動を想定しているのではないか。「法律の定めるところにより」の「法律」など、自公合体政権が衆議院で3分の2の議席をもっていたような状態なら、どのようになでも作られる。

“具体的状況における具体的分析”の能力が政治の質を決める

以上、憲法の観点から自民党などの憲法改正論者の平和主義をみた訳である。わが国に対する侵略（戦争）は、政治の最終形態として起こるのである。軍事が大きな要素であることは否定しないが、わが国をめぐる諸情勢や国際的な諸関係が、他国のわが国に対する侵略の有無を決する。他国のわが国に対する侵略は、軍事的な優劣だけで起こるものではない。

その意味で、わが国の安全保障政策は、文字通り“総合的な安全保障政策”でなければならない。

米陸軍との実働訓練の開始式

わが国の防衛力は、日米安保条約を抜きには語れない。わが国を侵略しようという外国からみれば、自衛隊と在日米軍の戦力の総和が侵略への抑止となる。

八 天皇制の存続と国民主権をめぐる諸問題

国民主権に関する規定は……

本講座も8章となった。テーマは、日本国憲法の三大原則である国民主権にはいる。国民主権について、いまさら論ずる必要はないように思う人は多いと思うが、実は、このテーマも憲法制定過程では大きな問題があった。わが国の現在の政治の問題点には、実は、そこに遠因があるのではないかという気がしてならないのである。

昭和憲法には、直截かつ明快に国民主権を規定した条文はない。国民主権については、憲法の2ヶ所に次のように規定している。

「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」(前文第1項)

「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。」(第1条)

現在ならば、国民主権はごく普通のことであり、わざわざ条文を設けてまで規定する必要はないかもしれないが、天皇主権の憲法を国民主権の憲法に変更するのであるから、本当は直截に規定する条文があった方が良かった——と考えるのは、私だけではないだろう。

こうなったのには、実は深い理由がある。そもそも、天皇主権の憲

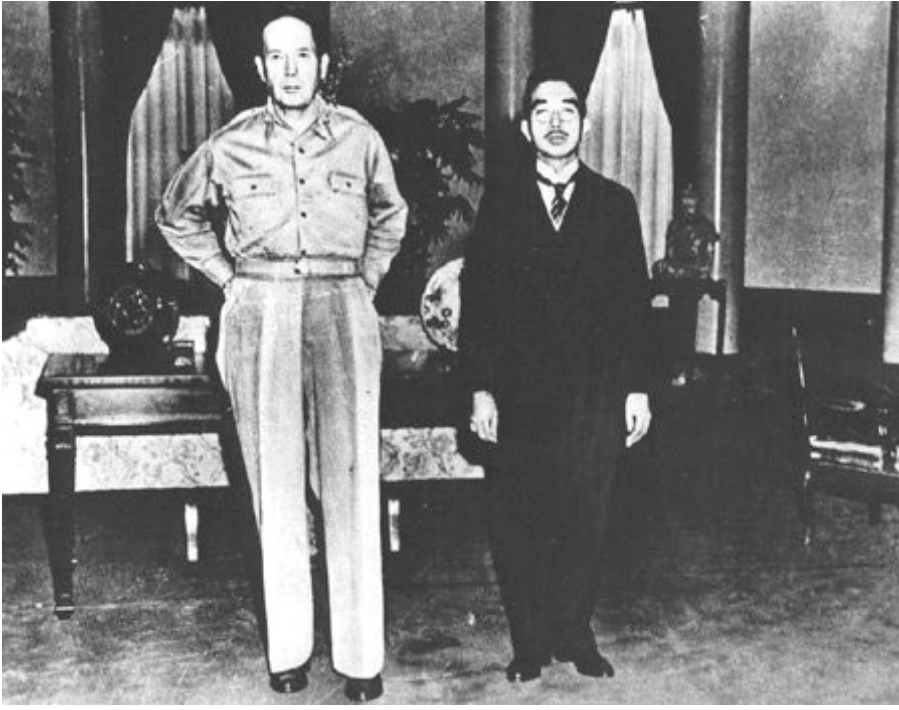
法(明治憲法)の改正手続きで、国民主権の憲法(昭和憲法)を制定することは可能なのかという憲法上の論争がある。逆にいうと、昭和憲法の改正手続きで天皇主権の憲法にすることは可能なのかという風に考えると、この論争の意味が理解できると思う。天皇主権を国民主権に変更することは、明治憲法の基本的な要素の否定であり、明治憲法の改正手続ではできないという憲法上の論争があったのである。

国民主権に対する政府の躊躇

もうひとつは、もつと現実的な問題であった。それは、天皇主権を国民主権に変えることに、当時のわが国の支配層に躊躇ためらいがあつたからである。ポツダム宣言の受諾にあたり、わが国の政府がいちばん関心をもつたのが「国体の護持」だったことは、前に述べた。

ポツダム宣言10項には「日本国政府は日本国民の間における民主主義的傾向の復活強化に対する一切の障碍を除去すべし。言論、宗教および思想の自由ならびに基本的人権の尊重は確立せらるべし」とある。この文言だけからでは、国民主権ということは必ずしも読み取れない。だから、ポツダム宣言を受諾した政府部内に「国体は護持された」と主張する者が多くいたのである。国体の護持とは、端的にいえば天皇主権ということである。

松本丞治憲法問題担当相の下におかれた憲法問題調査会が作成した改正試案には、当然のこととして、国民主権を規定した条文などなかった。しかし、連合国軍最高司令官総司令部(GHQ)およびこの上位機関であった極東委員会(英・米・ソと中華民国、オランダ、



昭和天皇とマッカーサー連合軍最高司令官との会見(1945年9月27日)

1946年1月1日には、いわゆる人間宣言がなされた。戦後体制は、この写真の2人を抜きには語れない。

オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、フランス、フィリピン、インドの11カ国代表で構成された)では、天皇主権の否定は、議論する必要もないほど当然視されていた。極東委員会の中には、天皇を戦争責任者として処罰すべしと主張する国々もあった。

天皇制を残すことを決めていたマッカーサーは、日本政府がモタモタしていると、天皇制の否定はもちろん、天皇に対する戦争責任の追及も出てくると考え、いわゆるマッカーサー草案を政府に提示し

て、憲法問題を早く決着するように迫った。
問題のマッカーサー草案の原文は、

The Emperor shall be the symbol of the State and of the Unity of the People, deriving his position from the sovereign will of the People, and from no other source.

であったが、政府は the sovereign will of the People を「国民の至高の意思」と訳すなどして、国民主権を直截に認めることになおも抵抗したのである。

革命的状況における新憲法の制定

GHQとわが国の心ある人々の努力によってはじめて、冒頭に示したような条文になったのである。主権が天皇にあれば、国民には主権はない。国民に主権があれば、天皇には主権はないことになる。所有権には共有はあるが、主権の共有などということは、憲法学上はあり得ないのである。

私は、このような動きや混乱を故なしとはしないのである。基本的人権のところでは述べたように、明治憲法下では「思想の自由」など、認められていなかったのである。

「大日本帝国八万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」(明治憲法第1条)「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」(同第3条)「天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権を総攬」(同第4条)を疑うことは許されなかったばかりか、これを疑うような言動は、治安維持法などで最高刑死刑で徹底的に

弾圧された。

社会主義思想だけでなく、当時の先進国でごく普通のことであった国民主権でさえ、徹底的に弾圧されたのである。太平洋戦争に突入した昭和10年代後半から、狂信的ファシズム体制の下で弾圧は行われた。このような状況の下では、国民が国民主権という発想をもてなかったとしても、それは、仕方のないことではないだろうか。

しかし、GHQの占領下、事態は「革命的」に進行していった。1946年（昭和21年）4月10日、女性にも選挙権が与えられた衆議院議員総選挙が実施された。その総選挙で選出された帝国議会衆議院は、実質的な憲法制定議会となった。当時、まだ帝国議会には貴族院もあったし、枢密院もあった。しかし、衆議院を可決した憲法を貴族院や枢密院が阻止することは、政治的にできなかつたであらうし、実際、そのような挙にはでなかつた。

昭和憲法は同年11月3日公布され、翌年5月3日に施行された。この一連の事態は、憲法制定に関する革命的事態であった。昭和憲法は、まったく新しい憲法の制定であり、手続的には明治憲法との連続性はあるが、内容においては明治憲法との連続性はないとする憲法学者が多い。私も、そのように考える。

政治の最大の課題は、秩序を作ること

以上は憲法論としての国民主権の制定に関する問題点であるが、政治論として、国民主権にはどのような問題点があるのであろうか。

政治の最大の課題は、国家の秩序を作ることである。

「いかなる悪い政府も、無政府状態よりましである」という、イギリス

昭和天皇の全国行幸―広島を訪れ歓迎を受ける昭和天皇(1947年)

昭和天皇は戦後全国各地に行幸された。天皇は何か説明すると「あ、そう」と連発することで有名だった。九州で「あちらに見えますのが阿蘇でございます」と説明され、思わず「あ、そう」と答えたのは有名な話。



リスのカムデン卿の有名な言葉があるが、政治というものの本質についている。このことは、先のイラクの混乱などをみれば頷けるのではない。すなわち、政治というのは、ひとつの秩序を作る人間の営みなのである。しかし、その秩序を作るということが、実はいちばん困難なのである。被統治者の同意がなければ、平穏な秩序を作ることはできない。

国家としての秩序を作る責任は、主権者にある。明治憲法下では、その責任は天皇にあった。昭和憲法で主権者になった国民には、新しい憲法における新しい秩序を作るという責任が生じたのである。しかし、天皇制が存置されたために、国民はもつとも困難かつ重要なこの任務から解放されたのである。

日本国民統合の象徴としての地位の昭和天皇は、“国民を統合する”という任務に専念した。昭和天皇の戦後の行幸には、戦争を阻止し得ず、多くの国民を戦死させ、国を荒廃させたことに対し責任を果たそうとする、悲壮な決意さえ感じられる。昭和天皇の存在とこうした活動は、主権者である国民の代表である政府が、もつとも困難かつ重大な任務を果たしたように錯覚させることになった。

そのまま残った官僚制という秩序

それは、新憲法に基づく新しい秩序を作るのをおろそかにすることになった。昭和憲法は、自由主義憲法である。昭和憲法が理想とする秩序は、自由主義的な秩序である。自由主義的な秩序は、国民の自由闊達な活動を認めつつ、それが自然調和的な秩序を形成するという信念と寛容と辛抱によって、はじめて作られる。

自由主義的思想が脆弱だったわが国で、このような自由主義的な秩序を作ることは、そもそも非常に困難な課題であるのだが、天皇の存在と活動により、“日本国民統合”という秩序が擬制された。そのために、自由主義的な秩序を作るという命がけの任務が、国民や政府に迫られることはなかった。

自由主義の政治思想は、“絶対者”を否定する。絶対者をもたない国や個人が自律することは、口でいうほど簡単ではない。しかし、近代自由主義国は、“絶対者”なしで自律し、かつ自立しているのだ。それは、絶対者ではないが、何らかの政治的価値観を見出してはじめて可能なのである。自律かつ自立している近代自由主義国家には、何らかの政治的価値観がある。わが国にそうしたものが感じられないのは、新しい憲法を作ったにもかかわらず、主権者たる国民が憲法に基づく新しい秩序を作るという困難な作業をしてこなかったことに起因していると、私は考えている。

新しい秩序が形成されずに平穏な秩序が保たれるという場合、それは、それまでの秩序がそのまま存続することを意味する。天皇制は残ったが、その内実は明治憲法とはまったく異なるものであった。天皇の言動が、憲法の規定との関係で問題になったことはなかった。天皇および天皇家は、憲法を遵守してきた。そして、天皇制は秩序を作るという意味では大きな役割を果たした。それは、憲法が認め、期待していた役割であった。

私が問題にしたいのは、古い秩序としての官僚制である。官吏は天皇の官吏であった。古い秩序としての官僚制の頂点に君臨していたのは、天皇であった。天皇の役割が根本的に変わったにもかかわらず、わが国の官僚は古い官僚制にそのまま安住し、その権力と利権をそ

のまま温存し、これを行使した。

忠誠の対象を失った野放図な官僚組織

私は、昭和憲法が制定されて間もない昭和20年代の話をしているのではない。政治にとって、最初にしてもっとも基本的な課題である秩序を作るといふ面からみると、以上述べたことはそのまま、現在でもいえることではないかと思っているのである。確かに、官僚たちの口調は丁寧になった。しかし、慇懃無礼とは彼らの言動をいう。事ほど作用に、本質が尊大なのである。

明治憲法下の官吏には、天皇に対して恥ずかしいようなことをできないという矜持があった。かつては忠誠の対象であり、野放図な利権漁りを許容しなかった天皇は、現在では、法律的には官僚を拘束するものではない。いまや、官僚たちに忠誠を求める者も、拘束するものもなくなってしまったのだ。

官僚たちの上に立ち彼らを統率する者は、憲法では国民の代表たる総理大臣・国務大臣であるが、官僚たちは、国務大臣などをほぼ完璧に懐柔している。官僚たちの野放図な地位利用と利権漁りは、いまや陰湿であり病的でさえある。わが国の官僚制は、自己批判する能力さえ、まったく失っている。

これは、国だけではない。地方自治体においても同じような問題がある。住民が直接選出する首長も、就任すると程なく、地方官僚によってほぼ完璧に懐柔されてしまう。住民は、よほど有能でタフな首長を地方自治体のトップに送り込まなければ、地方行政を支配することもできない。

これは、もう憲法の問題ではなく、政治そのものの問題である。しかし、憲法は政治を抜きには語れない。憲法はその制定過程だけでなく、その憲法が存在している限り、政治的な存在なのである。

*

憲法の個々の条文を根拠に、その条文の理想を実現しようという営みは、非常に大切である。また憲法の条文を根拠とする政治的闘争は、有効でもある。“はじめに言葉ありき”なのである。憲法の一つひとつの言葉がもっている意味は、極めて大きい。

わが国においても、憲法の言葉を根拠として、さまざまな理想を求める闘争が行われてきた。わが国にはわが国なりの“権利のための闘争”があったのだ。しかし、官僚たちは国民の権利のための闘争に敵対してきた——というよりも、わが国の権利のための闘争の多くは、官僚支配に対するものであった。

わが国を支配していた自公合体政権は、国民が“権利のための闘争”の武器として、かろうじてその役割を果たしてきた憲法の条文そのものを変えようとしていたのだ。これまで憲法が保障してきた権利を抑圧してきたのは自公合体政権であり、それと一体になった官僚組織だった。自公合体政権のような体質の政権が憲法を変えた場合、どのような結果を招くことになるかは明らかであろう。

国民主権を“権利のための闘争”という面から考察すると、国民の代表として官僚を管理・統率する国務大臣や地方自治体首長の、選出や罷免に関する問題ということになる。それは選挙であり、政治闘争そのものの問題であり、戦後民主主義の内実を問う問題である。

このことは、次章で論ずることとする。

九 政権選択の自由の有無と、その必要性

主権在民と民主主義

主権在民とは、文字通り国民主権のもうひとつのいい方である。これに対して民主主義は、どういうことをいう言葉なのであろうか。民主主義が democracy の訳語であることには、争いが無い。古典ギリシア語のデモス(demos ≡ 人民)と、クラティア(Kratia ≡ 権力・支配)をあわせたデモクラティア(demokratia)が、デモクラシーの語源である。そうすると、民主主義と主権在民は、本来はほとんど同じ意味ということになる。

主権を国民がもつということは、わが国ではたいへんな出来事だった。いや、これは、わが国だけではない。それまでの主権者であった王や君主から権力を奪い取るということは、どこの国でもたいへんな出来事だったのである。フランスでは、フランス革命によって人民ははじめて主権を手にした。アメリカでは、イギリスとの独立戦争を行うことによって、人民は主権を手にした。民主制という概念が、君主制の対立した概念として存在するのは、そのためであろう。

君主制を否定する概念としては、共和制(republic)という言葉もある。幕末には democracy や republic は、どちらも「共和」と訳されたが、あながち間違いとはいえないのではないかと私は思うのである。かつてのソ連の正式名称は、ソビエト社会主義共和国連邦である。中国は中華人民共和国、北朝鮮は朝鮮民主主義人民共和国がいずれも正式名称である。これらの国々の「共和」は、君主制ではないということはいったなかったのであろう。確かに、わが国のような天皇はいないが、これらの国々が民主的国家であるかどうかとなると、話は別である。独裁的な権力をもった党や人物が存在している。

主権者としての実体験は？

前章で詳しく述べたように、主権者の最初にして最大の任務は、国家の秩序を創生することである。秩序のない国家というものは、最悪の国家である。私は、かつてハイチ共和国に行ったことがあるが、その時のハイチは、財政難のために軍隊はもちろん警察機構まで崩壊してしまい、他国から派遣された“多国籍警察”が、治安の維持にあたっていた。「いかなる悪い政府も、無政府状態よりましである」という、イギリスのカムデン卿の箴言を噛みしめた。だからといって私は、独裁国家を容認する者ではない。自由主義者として、私は独裁的なものに、生理的な反感さえ覚える者である。私は、アンチ独裁である。

話がいきなりあっちこちに飛んだのは、私たちが国民主権という昭和憲法の原則を考える上で、問題の所在を明らかにしたかったからである。

私たちは、「それは民主的でない」とか「政府・自民党のこのような行動は、民主主義に悖るものである」と、よくいう。その時、私たちは「民主」という言葉にいかなる思いを込めてそういうのであろうか。主権をもっている自分の意に沿わない場合であることは、明らかである。しかし、そのような行動を行う者も、また主権をもつ者なのである。主権と主権がぶつかり合っているのだ。主権をもつた者同士の対立は、最後は多数決で決めるしかないということも、また民主主義といわれる。

こうなってくると、国民主権とか民主主義ということが、ますます分からなくなってくる。外国の事情は詳しく知らないが、わが国で

言葉だけ捉えてみてもいろいろと錯綜しているのは、わが国の国民が主権者としてその権利を行使した実体験がないことに起因するのではないかと思わざるを得ないのである。

万能ではない選挙という手法

“何を失礼な” という反論が多方面から飛んでくることは、百も承知である。しかし、自説にこだわるともりは毛頭ないが、問題点の所在を明らかにするため、いましばらく “日本国民は、主権者としての権利を行使した経験がない” という前提に立つて、論を進めてみたいと思う。

民主主義の政治とは、治められる者が同意をし、かつ納得をしている統治が行われていることといわれている。難しい言葉でいうと、民主主義とは被統治者の同意ある統治といわれている。民主主義の政治といえども、国家存立の最低限の秩序を作らなければ、政治と呼べなくなる。秩序を作ることには、被統治者の同意などなくても作ることができる。軍事政権などには、被統治者の同意や納得はないが、秩序だけはある。秩序があることを素晴らしいと思う者もいる。わが国の右翼反動と呼ばれる政治家たちは、こういう風に考える者が、間違いなく多い。官僚たちもおおむね、このように考える者が多い。古今東西、これは官僚という人種の特質であろう。こうした考えをもつ者は、どちらも統治する側に立つ者である。

しかし、統治される立場の国民は、秩序も大切だが、統治の実態に納得がいかなければ統治に同意することはできない。同意できない統治には、反乱が起こる。暴動という形をとることもあるし、非協

力という統治の基盤を危うくする形もある。

被統治者の不満をなくするもつとも簡単な方法は、被統治者全員を統治者にすることだが、それは現実の問題として困難である。そこであみ出されたのが、“選挙” という手法である。選挙には大きく分けて、統治者を選出するというものと、統治内容を決めるというものがある。後者は、国民投票あるいは住民投票である。わが国には住民投票という制度はあるが、国民投票という制度はない。だから、現在のような状態が起こるのである。郵政民営化に賛成ということ投票した自公 “合体” 政権の与党議員は、郵政選挙では争点にならなかったことまで、圧倒的多数を嵩にきて次から次へと実行していったのである。

統治者と国民との距離

被統治者が統治に同意や納得ができるようにするために最も効果があるのは、統治者を自ら選べることであり、そのようなシステムがあるかどうかということである。先に挙げた共和国では、選挙は行われているが、その実態には問題がある。だから、いずれも民主主義国家とはみなされていない。

わが国はどうであろうか。地方選挙では、地方自治体の首長を直接選挙している。国政では、国民は総理大臣を直接選ぶ権利は与えられていない。国民は、総理大臣を選ぶ権利のある議員を選ぶだけである。憲法制定当時は議員だけを選ぶ選挙だったが、参議院に比例代表制度が導入されて以来、衆議院にも比例代表制が導入され、現在では総理大臣を選ぶ議員だけではなく、政党へも投票する選挙と

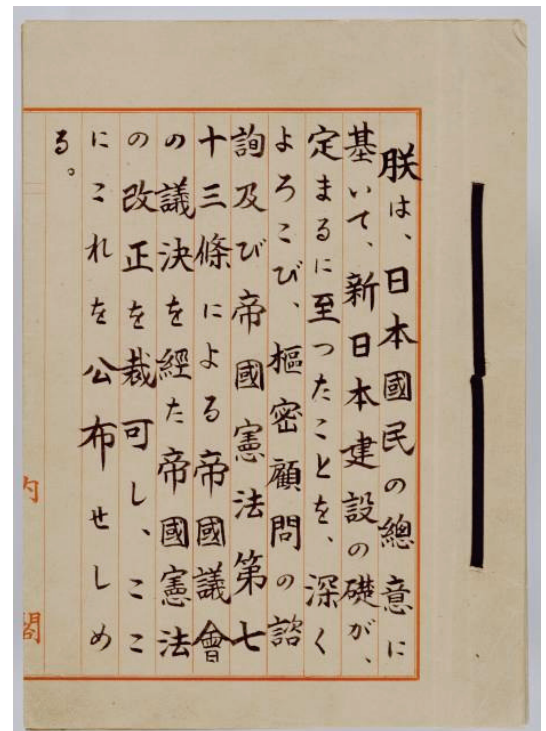
なっている。このため、実際に統治者として選ばれる総理大臣と国民との距離は、以前より広がってしまった。わが国では総理大臣が誰になるのか、国民には本当のところ皆目見当がつかないのである。衆議院議員総選挙の時は、それでも、誰を総理大臣にする選挙なのか分かるが、その総理大臣が辞めた場合、与党の党内力学で誰になるかは、国民には分からないのである。

自由主義の政治にとって、党を選ぶのか特定の人物を選ぶのかということは、特に大きな意味をもっている。自由主義は、熱い血の通った人間に最大の価値をおくという考え方だと、これまでも何回か述べてきた。必然的に、自由主義の政治は、統治者の人間性に最大の関心を求めることになる。被統治者と統治者の距離がいちばん近くなるのが、統治者そのものを選ぶという方法である。自分が直接に選んだ大統領や首相が見込み違いだったとしても、自業自得と諦めるというところで、納得できるからである。それも統治に対する同意という面からは、大きな要素である。自由な結婚をした夫婦がもっているのは、おおむねそんな理由からではないだろうか（笑）。

政権選択の選挙？

統治者は、特定の人間である。権力者一般などというものは、存在しない。また、存在せしめてはならない。責任の所在が不明確になり、責任の追及ができなくなるからである。権力の行使は、その権力をもっている者の名義をもって、なされなければならない。

わが国における権力の行使者は、最終的には総理大臣か内閣に対して責任を負う。任命権者は元を糾せば、総理大臣か内閣だからであ



日本国憲法原本「上諭」(1頁目)

1946年11月3日に昭和憲法は公布されたが、当時わが国はGHQの占領下であり、その制限の範囲内でしか政権選択も許されなかった。

る。地方自治体では首長である。逆にいうと、あらゆる権力の行使に、総理大臣は責任がある。アメリカの大統領には、学級担任の先生に対する苦情も寄せられると聞いたことがある。直接選んだ大統領と国民との距離を示唆する話と、私は受けとめた。

総理大臣を直接国民が選べるようにすることを、首相公選制という。そのような制度を採用している国があるのかどうか知らないが、そのような制度がない国でも、実際は首相を選ぶ選挙になっていると私はみている。

ところで、わが国ではどうかであろうか。衆議院総選挙は、政権選択の選挙であるといわれてきた。政権選択とは、誰を総理大臣に選ぶかということである。少なくとも、どの党に政権を託すかという選挙でなければならない。だが、このようなことが主権者である国民に具体的に問われた衆議院の選挙というものは、かつて本当にあったのだろうか。



細川非自民連立政権の誕生

自民党は過半数を割り、1993年8月9日細川護熙を首相とする非自民連立内閣が誕生した。しかし、その1ヶ月前に行われた総選挙で国民の誰もが細川氏が首相になるなどは想像だにできなかった。少なくとも国民が積極的に選択した政権ではなく、結果として誕生した政権であった。

自民党にしてみたら、戦後行われてきた衆議院総選挙で、それぞれ政権を託されてきたといたいところだろう。そういえなくもない。私もかつてはそう考え、かつそう主張してきた。しかし、厳密に考えれば、Aという人物を首相に選ぶか、それともBという人物を首相に選ぶかという緊迫した場面は、私が記憶があるようになってから1955年（昭和30年）以降はない。それは長い間、衆議院の選挙が世界でも珍しい中選挙区制の下で行われたことにもよるのである。

*

自民党のAという人物を首相に選ぶ選挙と、自民党が選出する人物を首相にするということは、同じではない。前者の方が、はるかに具体的である。その意味では、首相公選制を実施することは、政権を国民が直接選択する意味で、大きな意義があると思う。昭和憲法の下でそれが可能かどうかは、議論のあるところだ。私は、いろいろと困難な問題はあるが、検討する価値はあると考えている。

私が政権選択に関係すると思う選挙は、1933年（平成5年）と1996年（同8年）の衆議院選挙である。

前者は、非自民連立政権が産まれた選挙である。これは、中選挙区で行われた最後の選挙だった。私も、この選挙を自民党公認候補として戦ったが、少なくとも政権を懸けた選挙だったという実感はない。この選挙で、これまで自民党と対峙してきた野党第一党の社会党は、大幅に議席を減らしている。自民党と激しく対峙してきた野党第一党が大幅に議席を減らした選挙を、政権を懸けた選挙と呼ぶことはできないであろう。後者は、小選挙区で初めて行われた選挙で、自民党と新進党が政権を懸けて激突した。しかし、政権には埒外の政党がいくつか存在していたために、多くの国民は、これを政権選択の選挙とは捉えなかった。私は、この選挙では自民党の総務局長をしていたので、その雰囲気をいまでもハッキリと記憶している。自民党がこの選挙で勝てたのは、新進党以外にそういう政党が立候補してくれなかったからである。

政権選択を国民に迫るためには、Aという人物かBという人物のいずれを首相に選ぶかという選択肢が、国民に明確に提起される必

要がある。これが、いちばん分かり易い。そこまでいなくても、Aという政権とBという政権が具体的な選択肢として提起されてはじめて、多くの国民は政権を選択できるのではないだろうか。

政権選択の自由はあったのか？

1953年（昭和28年）、サンフランシスコ条約の締結によってわが国が独立して以来、わが国に存在した大きな政党は、自民党と日本社会党であった。社会党が中心になって野党連合を作ったとしても、実際問題として、冷戦下で政権を担当できたかは疑問である。冷戦の縛りは、現在の私たちが考えるほど甘くはなかった。冷戦構造の下で、アメリカの支援を受けた自民党政権を倒すことができなかったとしても、野党だけを責める訳にはいかないと私は考える。

わが国に新しい憲法ができ、国民は自ら新しい秩序を作る権利を持ち、またその義務を負った。しかし、完全に自由ではなかったのである。独立前には、GHQという強大な権力が存在していた。独立後は、冷戦の中で西側陣営の一員として存在することを義務付けられていた。逆にいうと、自ら秩序を作らなくても、ひとつの秩序にアプリーオリに組み込まれていたからこそ、わが国には、それなりの秩序があったのである。政権選択の自由も完全にはなかったが、無政府状態を自らの力で克服するという困難な仕事から免れてきたのである。その秩序のひとつに、天皇制の存続ということもあった。その結果、官僚制が温存されてしまった。官僚制が国家の仕組みとして、必要悪として存在することは仕方ないが、1945年（昭和20年）まで存在した前近代的な官僚制がそのまま温存されたマイナスは大きい。

国民主権を否定しかねなかった自公“合体”政権

冷戦は終焉した。中国やインド、アセアン諸国などの経済的發展はめざましい。これらの国々との友好関係は、わが国にとって“ヴァイタル”とさえいえる。その中で、日米同盟と叫び、これを永遠不変の価値があるように考える自公“合体”政権の国際感覚は、異常でさえある。冷戦下でも、“ヴァイタルな二国間関係”というのが、日米関係の重要性を示す最高の表現であった。

選挙制度として、小選挙区制には多くの問題があると私は思ってきた。かつて小選挙区制を熱心に主張した人も、最近の政治がおかしくなったのは小選挙区制だという。いまさらそんなことをいつてもどうにもならない。小選挙区制に唯一評価するところがあるとすれば、それは政権党を追いつめ易いということである。せめて政権交代を一度くらいしなければ、小選挙区制を導入した意味がないというものである。

年金問題のみでも、自公“合体”政権の政権担当能力がいい加減なことが明らかとなっていた。野党がちゃんとした政権構想さえ示せば、国民が自公“合体”政権を拒否し、新しい政権を選択することも期待できた。政権交代は、わが国ではひとつの“革命”である。しかし、今、その革命を成し遂げたことによって、国民は自らが主権者であることを実感できただろうか。

いずれにしても、“革命”をあの時点で遂行をしておかなかったら、国民主権を保障した昭和憲法を否定されかねなかった―それが、憲法改正を叫ぶ右翼反動・自公“合体”政権の本性だったのである。

十 改憲派を右翼反動と呼ぶ理由

憲法改正をめぐる“問題”とは？

本論もこれで十章。そろそろ終りに差しかかると同時に、いよいよ本題に入る。本論のタイトルは、憲法講座でもなければ、憲法問題講座でもない。憲法“改正問題”講座としたのは、憲法改正に関する政治的動向や、それに纏^まわる諸問題を論じたいと思ったからである。

本当は、そのことだけを論じてもよかったのだが、それでは議論が抽象的になるし、憲法改正問題の本質を理解できないと考えたからでもある。これまで、昭和憲法の三大原則といわれる基本的人権について3章、平和主義について2章、国民主権について2章ずつを割いて論じてきた。外にも昭和憲法に論ずるべき点はあるが、それは憲法学者に委ねる。本論の目的は、あくまでも憲法改正をめぐる諸問題について論ずることである。

昭和憲法は、その制定の過程から政治に翻弄されてきた。また、昭和憲法は、成立直後からこれを改正しようという動きに苛まされてきた。いわゆる改憲勢力の台頭である。一方、これに反対する勢力は、護憲運動を展開してきた。以後、前者を改憲派といい、後者を護憲派という。戦後政治は、改憲派と護憲派の戦いの歴史といっても過言ではない。

憲法は、そもそも政治的ドキュメントであるから、政治の舞台の中心に据えられることは止むを得ないが、願わくば、その中身をめぐって争うものであって欲しい。しかし、わが国の憲法をめぐる議論は中身をめぐるものではなく、成立の過程や契機をめぐる争いであった。それは、現在においても基本的には同じである。

かつての安倍内閣は、改憲を内閣の政治的課題すると闡明した初めての内閣である。しかし、昭和憲法の三大原則は尊重するともいっていた。憲法の三大原則に争いのない者同士が、なぜ憲法改正をめぐる激しい争いをしなければならないのか、疑問である。この単純な疑問を説明しようとする、憲法“改正問題”の本質が明らかになるのである。

昭和憲法と真正面に向きあう必要性

これから憲法改正問題を論ずるに当たり、まず確認しておきたいことがある。それは、わが国の改憲派も、昭和憲法そのものを憲法として認めていることである。外国の歴史や政争などをみると、憲法の存在自体を認めない勢力と憲法を守ろうという勢力との戦いも、かなりある。やはり、日本民族は、和を重んずる民族なのかもしれない。ごく当たり前のことのようにだが、これは非常に大切なことで、憲法改正を議論するにあたり、成文の憲法に基づいた議論が一応できるということである。憲法そのものの存在を認めない勢力との戦いの場合、そのような議論がそもそもできないのである。

改憲派の主張のひとつに、昭和憲法は“押付けられた”憲法であるというのがある。だが、これらの人たちも、押付けられた憲法であるといっても、無効とはいっていないのである。昭和憲法を有効な憲法と認めている意味は大きい。従って、押付け論を主張する人々も、憲法96条の改正手続によらなければ、昭和憲法を改正することはできないと考えているのである。もし、そうでなかったら…私の想像だが、今ごろとんでもない憲法が支配する国になっていたのでは

ないだろうか。

改憲的な憲法解釈で相当におかしくなってしまった問題も、かなりある。しかし、成文の憲法がある限り、解釈改憲でやれることには限界がある。平和主義を論じた際に、第9条を自民党新憲法草案のように改正した場合どうなるか、かなり詳細に述べた。このような変更は、解釈改憲では到底できない。

このような前提を確認した場合、私がおつとも強調したいのは、昭和憲法に正面から対峙することであり、昭和憲法を素直に解釈するという態度である。わが国の政治家は、果たして憲法と真正面に向き合い、憲法の理想を実社会で活かそうとしてきたかということである。

行政は、そのような努力をしてきたであろうか。憲法の最後の守護神である裁判所は、昭和憲法の理想を堅持して争いの場でこれを活かしてきただろうか。私は政治・行政・司法という場に身を置く機会に恵まれたが、私の体験に基づいていうと、いずれも否といたくなる。その原因は、意外に深いところにある。

国民にとって、押付けられた憲法なのか

憲法改正の動きが具体的に変わったのは、サンフランシスコ講和条約の締結によりわが国が独立し、連合国軍最高総司令官の占領が終わったところからであった。それは、改憲派の大きな理由である。"押付けられた憲法"という主張も、押付けた張本人であるGHQが現存するときにはさすがにいえなかったからであろう。わが国の右翼反動の特質のひとつは、時の権力に迎合的であるというのが、私の持論

である。

憲法改正論議の一貫したテーマである憲法9条が存在する限り、自衛隊（いちばん最初は警察予備隊）の創設を認めるということは、最大の難関であった。しかし、これとて改憲派の努力で実現したというよりも、マッカーサー総司令官の吉田首相への指令で行われたのである。GHQが軍事占領下というで行った指令には、レッドパージなどのように反昭和憲法的なものもかなりあるが、GHQが昭和憲法を敵視していたとは思われない。それは、昭和憲法の制定に深く関わった者としての経緯もある。また、当時のアメリカや国際社会の高揚した民主主義の風潮が、それを許さなかったこともある。

しかし、憲法制定過程や憲法成立直後において、これを非難したり悪し様という者があまりいなかったのは、昭和憲法を多くの国民が良い憲法と受けとめていたからである。昭和憲法を制定した衆議院は、20歳以上のすべての男女に選挙権が与えられた、わが国ではじめての普通選挙で選ばれた。憲法改正要綱も、舞台裏はいろいろあったが、国民には自然な形で政府から提示されたし、憲法を議論した国会では自由な議論が行われた。

憲法制定の過程でいちばん大切なのは、その手続きと内容である。手続きについては、現在でも年齢制限を20歳とするか18歳とするかくらいしか、問題はなからう。内容についても、基本的な人権の尊重・平和主義・国民主権は当然であり、当時の国民がこれを歓迎・支持したのは十分に理解できる。

"押付けられた"か否かは、その手続きと内容において、誰かがそのように感じたのであろう。少なくとも昭和憲法は、その両面において、当時の大多数の国民にとって押付けられたものではなかった

のである。

“国体の護持”派にとっての秩序

昭和憲法を“押付けられた”と思ったのは、どういう人たちだったのでしょうか。それについては、昭和憲法の三大原則を考察する中で、述べてきたつもりである。

いちばん“押付けられた”と思ったのは、“国体の護持”ということに拘こだわった人たちだろう。国体の護持ということが、わが国の独立ということであったとしたら、もつと多くの人々が昭和憲法を押付けられたと思つたであろう。

しかし、国体の護持というのは、そのようなものではなかった。国体の護持に拘こだわった人たちがいう“国体”とは、狂信のかつ絶対主義的神権天皇制であった。軍事的ファシズムと一体となった、偏狭な国粋主義であった。それが昭和（1926年）になってから現出した、わが国の政治体制であった。

このような国体の護持に利益をもちかつ拘こだわった人々とは、こうした体制の支配層であり、思想的にも経済的にもこれに組み込まれた人々であった。こういう人々が少なかったとはいわないが、国民全体からみたら、ほんの一握りの人たちにすぎない。

支配体制とは、ひとつの秩序を形成する者たちの集合体である。国家の支配体制は、それなりの秩序を作っている。ひとつの秩序を形成しているからこそ、国家の支配体制ということができるのである。ある秩序から新しい秩序に移行する過程では、どのような集団である、混乱や動揺や不安が生ずるものである。そうした過程で旧秩序

への郷愁が必ず生まれるのは、歴史が教えるところである。革命に對し揺り戻しが起きるのは、そのようなものに起因している。

しかし、反革命が成功する例は、きわめて稀である。革命を成し遂げた者は、革命を完遂するしか、安寧の道はないのである。明治憲法と明らかにことなる原理原則で国家を運営していこうと決めた以上、昭和憲法の三大原則に従つて新しい秩序を作っていくしかないのである。それは、三大原則を深化させることによって、はじめて可能なのである。

右翼反動と呼ぶ所以

私は、法律家というより政治家として、昭和憲法と付き合つてきた。そんな関係で、基本的人権についても、社会の秩序を作る上でそれがどのような機能をはたすのかと考えざるを得なかった。権力者の立場にたてば、国民的基本的人権ほど厄介なものはない。しかし、自由主義的秩序を理想とする者にとつては、基本的人権に基づく国民の自由闊達な活動がなければ、内実の豊富な秩序は期待できない。これは、市場経済を例に考えると、多くの人々が理解できるのであるが、政治や社会、文化となると、なかなか理解されないのである。

私が籍をおいた自民党には、改憲派と称される人々が多くいた。この人たちの言動をみると、改憲派の物の考え方がよく分かる。反面教師として私の考えを深化するのに、無駄ではなかった。改憲派の人たちが問題だという現象は、私にとつても、ひとつの問題だという認識はある。

しかし、自由主義的な手法で秩序を作ろうという場合、その多く

は避けられない問題だといふことが多い。そもそも、それは“問題”
なのではなく、不可避的な現象というケースが多い。仮に問題だと
しても、それを抑圧するのか、或いはそれを発酵させて芳醇な物を作
つていくしかないと考えるかで、意見が決定的に分かれるのである。
これは、ひとつのイデオロギーの対立である。だから、私はイ
デオロギーの対立の時代は終焉したといふ考えはとらない。

私が改憲派の人々を右翼反動と呼ぶのは、この人たちが現実に起こ
る問題を解決する方法として、明治憲法的な秩序に回帰しようとする
からである。語弊があるとするならば、明治憲法的な秩序に頼ろ
うとするからである。だが、それは詮無いことである。無駄なこと
なのである。自由を保障する自由主義社会で現出する問題は、自由
主義的な手法で解決するしか道はないのである。これが、反動と呼
ぶ所以である。

右翼だというのは、彼らの主張に狂信的かつ絶対主義的神権天皇制
や軍事的ファシズムと一体となった偏狭な国粋主義が、随所に感じ
られるからである。戦前、右翼と呼ばれた人々があのような支配体
制を作る上で“戦闘的”役割を果たしたからである。テロも、この
人たちによって引き起こされた。

自由主義的な秩序の困難性

安倍首相を筆頭とする右翼反動の改憲の動きを注意深くみている
と、彼らのルーツと思考は、憲法制定の過程で国体の護持に拘った
人々と相通じるものがある。こういうと、彼らから反論されるであ
らう。また、実際に彼らが理想とする秩序は同じではないかもしれ

ない。だが、彼らにそれほど確たるものがあるとも思われない。

私が自信をもって言えるのは、右翼反動には自由主義者はいないとい
うことである。ましてや、自由主義的な秩序を理想としていない
ことは確かであり、また、自由主義的な秩序を作る能力などないとい
うことである。自由主義的な秩序を作るためには、寛容と忍耐と
博愛の精神が不可欠である。人類にとって自由主義的な秩序を作る
ということは、まだまだ未達成なテーマなのかもしれない。

このことは、右翼反動だけの問題ではない。護憲派と呼ばれる人た
ちの中にも、自由主義的な秩序を作るといふことに対する理解が不
十分と思われる人々が、かなりいる。それは、ある意味では当然な
のであるが、こうした人々を中心となって展開してきたのが戦後民
主主義であり、憲法闘争であった。

安倍政権当時の改憲派には、両院における国会議員の3分の2とい
う厚い壁があった。護憲派には、これからいよいよ右翼反動と本格
的な憲法闘争をやっていく上で、理論的な武装を改めてしなければ
ならないという課題があつたのだと、私は考えている。それを論ず
ることが、憲法改正をめぐる問題なのである。次章以降で、そのこ
とを詳しく論じることとする。

十一 憲法を守る力は国民にある

戦後政治の分水嶺としての憲法

戦後の歴史を省みるとき、憲法に対する態度はひとつの大きな分水嶺であった。憲法改正を唱えるグループは保守勢力と呼ばれ、これに反対し憲法を護ると主張する勢力は革新と呼ばれた。「保守」と「革新」という対立軸を誰が付けたのか私は知らないが、きわめて意味のある正しい対立軸だったと思う。前章でみたように、憲法改正を特に強く主張する者は、右翼反動であった。右翼反動は保守反動とも呼ばれてきた。

私の考えによれば、昭和憲法が60年以上も存続してきたのだから、正しい意味における保守は、この憲法秩序を前提にしながらものと考えなければならぬと思う。私は、長い間自民党の国会議員を務めてきたのだから、世間的には間違いなく保守政治家であろう。

私自身、保守政治家であることを否定しようとは思わない。そして、自民党にいた時から、憲法改正に否定的主張をする私は、よく保守リベラルと呼ばれてきた。

保守反動に対して、それほど悪い政治家ではないという意味で使われてきたのかもしれないが、私はそう呼ばれることがあまり好きではなかった。リベラルはリベラルなのであって、保守でも革新でもないというのが、私の考えだからである。

細かいことはさておき、憲法改正を強く主張する者が、昭和憲法的な秩序と価値観に嫌悪感をもっていることだけは確かであった。彼らは、明治憲法的な秩序に回帰しようとしていた。少なくとも、新しい秩序を構築するために努力するのではなく、明治憲法的な秩序や価値観に頼ろうとした。

護憲勢力の台頭と運動

それでは、憲法改正を阻止しようとした人たちは、はたして昭和憲法的な価値観に忠実だったのであろうか。昭和憲法の最大の特長は、なによりも自由主義的憲法であるということである。この原則に従って、非合法とされてきた共産党も活動を再開したし、社会党などの革新政党が結成された。しかし、共産主義や社会主義に忠実であるうとすれば、昭和憲法が理想とする自由主義的な秩序と価値観は、革新勢力の理想と矛盾するところがあっただろう。

私は、そのことの故をもって、護憲勢力を非難しようとしているのではない。労働組合運動や人権を守る戦いを現実に展開したのは、間違いなく社会党や共産党だった。しかし、両党にとってそのような活動をしなければ、政党の基盤である労働組合や活動家を守れないという現実的な必要があったのも、否定できないことであった。それも、私は非難しようとは思わない。思想・信条の自由は、自由主義の基本の中の基本だからである。

昭和憲法は、自由主義をもつとも基本の価値としている。憲法を守る戦いは、すべての国民の自由を戦いでなければ、普遍性がなくなる。刑事事件の冤罪裁判などをみれば、社会党や共産党の活動家がこれを支えたことは、事実である。また、朝日訴訟のように生存権（憲法25条）を具体化する戦いもあった。わが国の基本的人権を具現化する広範な「権利のための闘争」を担ってきたのも、革新勢力と呼ばれる人たちであった。

こうした人々は、自由主義的な秩序ということ必ずしも理解していなかった。彼らが共産主義や社会主義を理想とするならば、それ

はやむを得ないことであった。

当時は、冷戦の時代であった。西側陣営に属することを運命づけられていたわが国においては、革新勢力の“権利のための闘争”は、反体制運動とみられる危険性があった。右翼反動は、このことを巧みに突いていった。政治の世界でこのようなことが行われるのは、避けて通れない。これは、憲法を守る戦いの広がりや徐々に妨げることとなつていった。

簡単には理解できない自由主義の政治思想

昭和憲法の価値観を最初から否定したり、嫌悪感をもっている右翼反動が自由主義的な秩序を解しないことは、論ずる必要もないであろう。しかし、護憲勢力と呼ばれる人たちは、昭和憲法を守ろうとしているのである。そうであるにもかかわらず、自由主義を理解できないのは、自由主義的な秩序ということが、きわめて難しい概念だからである。

自由主義の政治思想は、厳然として確立されている。あらゆる政治思想は、最良の秩序をどうやって形成していくかを提示しようとしている。しかし、国民の自由闊達な活動を保障することと最良の秩序の形成とは、そう簡単には結びつかないのである。もつと根源的な疑問を呈するとするならば、自由主義の政治思想は、それ以外の政治思想を倒すことには成功したのかもしれないが、まだ完全な形ではその姿を実現していないからなのであろう。

俗ない方をすれば、社会党や共産党は、東側陣営の国々（具体的にいうならばソ連や中国）を理想の国と考えていた時代があった。語

弊があるとすれば、これらの国々にシンパシーをもっていた。しかしながら、東側陣営の情報は少なかったものの、ソ連や中国の経済がうまくいっていないことは、徐々に明らかになっていった。また、これらの国々では個人の人權が著しく制限・弾圧されていることも、広く知られるところとなった。

そして、残念なことだが、共産党や社会党の中でこれを構成する人々が個人として尊重されていないということも、また、知られることになった。政党にはそれぞれの言い分があるだろうが、その政党の組織原理は、その政党が政権をとった場合国民にも強制されることになると思うのは、当然であろう。いかなる主義主張をもつ組織であるうが、その組織を活性化させるためには、自由主義的に運営するのが一番なのである。しかし、自由主義と相反する主義主張をもつ最高指導者を戴く組織で、そのような運営はできる筈がない。

自民党が憲法改正を掲げた政治的意味合い

これまでのところを、右も左もぶつた切る乱暴な論法だという人も多いだろう。それでは、昭和憲法を本来守るべき責任があった自由主義者は、どこで何をしていたのだろうか。

狂信的かつ絶対主義的な神権天皇制や軍事的ファシズムと一体となった、偏狭な国粹主義が支配していた戦前のわが国で、自由主義者や自由主義的風潮が窒息させられていたのは、厳然たる歴史の事実である。自由主義を学ぶことも、自由主義者として自己を確立することも、厳しく抑圧されてきたのが戦前の日本であった。わが国にきわめて自由主義的な昭和憲法が制定されたとしても、自由主義

者が澎湃と出現し、自由主義的風潮が一世を風靡することが少なかったとしても、やむを得ないのではないだろうか。

1955年（昭和30年）に結成された自由民主党が自主憲法制定を党の課題として掲げたことは、政治的に、自由主義者の活動を困難にした。共産党も社会党も、党の綱領的文書に社会主義を掲げていた。自由主義者としては、このような政党に加入する訳にはいかない。しかし、憲法改正を党是とする自民党の中で、憲法改正に反対や慎重の態度をいうと、社会党や共産党に同調するようにみられてしまうのである。私が自民党所属の国会議員になったのは1979年であるが、昭和憲法が制定されて30年余が経ち、完全に定着しているのに、同じような不具合を感じなければならなかったのである。

要するに、戦後の政治の流れの中には、昭和憲法を中心になって守らなければならぬ責任と役割がある自由主義者の居場所がなかったということである。その結果、昭和憲法を守る運動の主体は社会党・共産党を中核とする革新勢力に依拠せざるを得なかった。その本質がどうであれ、自由民主党という政党が、昭和憲法を改正すると唱え、かつこの政党が政権党であったことは、昭和憲法にとって不幸なことであった。

下世話なたとえ話で恐縮だが、昭和憲法は、生まれながらにして政権党である父親には非嫡出子扱いされ、血の繋がりのない継母に可愛がられるという、皮肉な運命を辿らざるを得なかったのである。

多くの国民が支持した昭和憲法

昭和憲法はこのように政治的に不遇な環境に置かれたのだが、改廃

されることもなく順調に定着してこれたのは、第一に、衆参両院の総議員の3分の2以上の賛成がなければ国会として憲法改正案を発議できないという、憲法96条の規定があったからである。護憲政党は戦後一貫して衆参両院の3分の1以上の議席を確保していた。

もうひとつの理由は、昭和憲法が素朴に多くの国民から支持されていたからであろう。明治憲法下では、国民の自由が粗末に扱われたことを知っていたからである。国民の自由が奪われ、何らの抵抗も許されない中で、侵略戦争に動員されていた。そして、多くのアジアの人民を殺戮し、最後には自国民の多くが殺されていた。戦争に敗れ、焼け野原になり、すべてを失った国民にとって戦争を放棄した憲法9条は、わが国の大きな希望だった。

わが国は、武力ではなく文化によって幸せな日本を作ろうことを決意した。私は子供心に「文化国家」という言葉に希望を感じた。文化と文明とは、多くの点で重なり合う。経済の発展ということも武力の領域ではなく、文化・文明の領域に属するものであろう。文化・文明への信奉が戦後の日本を精神的に支えた。しかし、物質文明という言葉があるくらいだ。世界の奇跡と呼ばれた復興を成し遂げたわが国は、物質文明万能に陥り、その基底となった文化・文明を忘れてしまったような気がしてならない。

戦争の実体験をもった多くの人々が少なくなり、自由を奪われた不幸な歴史が忘れはじめたとき、若い右翼反動の首相が登場し、憲法改正を内閣の課題とするといいだした。内外の歴史をみると、これはよくあるケースである。これを阻止できるかどうかは、文化力・文明力である。民主政体の下における政治は、紛れもなく文化・文明の領域の属するものである。

本当のターゲットは改正規定の改正!?

私は、右翼反動が昭和憲法にいちばん嫌悪感をもっているのは基本的人権の保障であると、一貫して思っている。これは、私が自民党の中にいて、実体験として知っているからである。しかし、基本的人権を制限することは、下手をすれば国民の総反発をくらう虞がある。そこで、右翼反動が着目したのが憲法9条なのである。自衛隊は現に存在している。多くの国民は、この自衛隊を認知している。憲法9条を素朴に読めば、明らかに現状と乖離している。

「私たちは、現状と明らかに矛盾している憲法を現状に合ったものにするだけなんです。憲法の大原則を変えるつもりなど毛頭ないですよ」

これが、右翼反動の憲法改正の必要性を訴える決まり文句である。この言辭は、意外に国民の耳に入り易いのである。これまでの護憲勢力からみたら考えられないことであろうが、最大の味方になってくれる筈の憲法9条が、右翼反動が憲法改正を進めるテコにもなっているのである。私はこのことを確りと認識して、昭和憲法を守る運動を進めていかなければならないと思っている。

もうひとつ重要なことは、右翼反動がいちばん目を付けているのが第96条の改正規定だということである。憲法改正を試みた右翼反動にとって、昭和憲法の改正規定は、不沈空母のように堅固な要塞なのである。この条文を変えない限り、彼らの望む憲法改正を行うことは到底できない。自民党新憲法草案では、改正規定は次のようになっている。

第96条

- 一、この憲法の改正は、衆議院又は参議院の議員の発議に基づき、各議院の総議員の過半数の賛成で国会が議決し、国民に提案してその承認を経なければならぬ。この承認には、特別の国民投票において、その過半数の賛成を必要とする。
- 二、憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体であるものとして、直ちに憲法改正を公布する。

腰の定まらない民主党のスタンス

憲法改正規定がもしこのようになったら、後はもう一瀉千里である。右翼反動は、人権規定をはじめとして、自分たちに都合の悪い条文を次から次に変えていくであろう。自民党や公明党の良識に期待することなど、幻想であり危険でさえある。

二〇〇七年の参議院選挙で、憲法改正をマニフェストに載せた自民党は、歴史的な惨敗を喫した。民主党は大勝し、参議院では第一党になった。それでも、当時の安倍首相は辞任せず、自分の主張そのものは支持されたといっていた。その中には、憲法改正の主張も入っているのだろう。

安倍首相のこのような開き直りを許していた理由のひとつに、民主党の憲法改正に対する態度がいまひとつハッキリしていなかったことがあったと、私は思っている。民主党の中には、憲法について右翼反動と同じような考えをもつ者も若干ながら紛れ込んでいる。民

主党の大半では、かつての社会党衰退がトラウマにとりつかれているようである。社会党衰退の最大の原因を、いわゆる“護憲”と考えている節もある。それは、歴史を正しく学んでいない証拠である。

憲法に改正規定があるのだから、憲法改正そのものは否定されるべきものではない。私として、憲法改正そのものが悪いなどと主張しているのではない。しかし、政治の世界では一般的・抽象的な概念は危険である。政治は、具体的問題に対して具体的に応えていかなければならないのである。憲法改正に執念を燃やしていたのは、自公“合体”政権である。彼らの憲法改正の内容は、自民党新憲法草案に具体的に示されている。

民主党で憲法改正賛成という者が、自公“合体”政権と一緒にあって昭和憲法を改正しようというのであれば、その者は、私たちの敵である。民主党は、いずれそのことをハッキリさせなければならぬといときがくるであろう。

ただ、明確にしておく。自公“合体”政権と一緒にあって昭和憲法を改正しようとする民主党の議員や、それを許容する民主党を、多くの国民は支持しないであろう。国民の自由を規制し、権力者に都合のいい国を作ろうとすることなど、アナクロニズム（時代錯誤）そのものである。

そのときこそ、自由主義者が前面に出て、命懸けで戦わなければならない。民主党の基本的な価値観は、社会的公平を重視する自由主義⇨リベリズムしか、現実にはないであろう。また、それは大多数の国民が求めている政治的価値観である。リベラルを高らかに宣言する昭和憲法を、民主党が自公“合体”政権と一緒にあって否定しようという所業に出たならば、国民が民主党から離れるのは理の

当然のことである。

昭和憲法は、国民の中にもう確りと定着していることを、政治家は肝に銘じなければならない。安倍元首相をトップとしていた自公“合体”政権が歴史的な大敗をした原因のひとつに、昭和憲法を公然と非難し、これを敵視する姿に、国民が強い拒否感を感じたことと、私はみている。国民の憲法に対するスタンスは、きわめて健全であり、正しいのである。このことに、私は自信をもって良いと思う。

国民を信じて憲法を守る戦いを行えば、私たちが敗れる筈がない。自信をもって昭和憲法を守り、発展させる戦いを続けていこう。

あとがき

以上をもって、この憲法改正問題講座をひとまず終りとする。長文にお付き合いいただいたことに、心から感謝する次第である。

憲法改正問題講座 昭和憲法とは

出典 2006～2007 月刊マスコミ市民連載記事
初版 2013

編者 DIGIHOUND L.L.C. デジタル出版部
制作 DIGIHOUND L.L.C. デジタル出版部
発行所 DIGIHOUND L.L.C. デジタル出版部

不許複製 © 2013 SHIRAKAWA KATSUHIKO ALL RIGHTS RESERVED

